

さいたま市

だれもが住みよい福祉のまちづくり条例

整備基準マニュアル

公共交通機関

目次

解説の見方・読み方

整備基準の解説 3.公共交通機関

0 1	出入口	1
0 2	通路	3
0 3	傾斜路	5
0 4	エスカレーター	7
0 5	階段	9
0 6	視覚障害者誘導用ブロック	11
0 7	便所	14
0 8-1	移動等円滑化された経路	23
0 8-2	エレベーター	26
0 9	改札口	29
1 0	乗降場	31
1 1	乗車券等販売所等	34
1 2	券売機	36
1 3	休憩設備	38
1 4	育児用施設	39
1 5	標識	40

解説の見方・読み方

整備の基本的な考え方を示しています。

●整備基準（条例で定められた整備基準）
○推奨基準（施設の用途や規模、利用頻度によって整備が望まれる水準）
を項目ごとに整理しています。

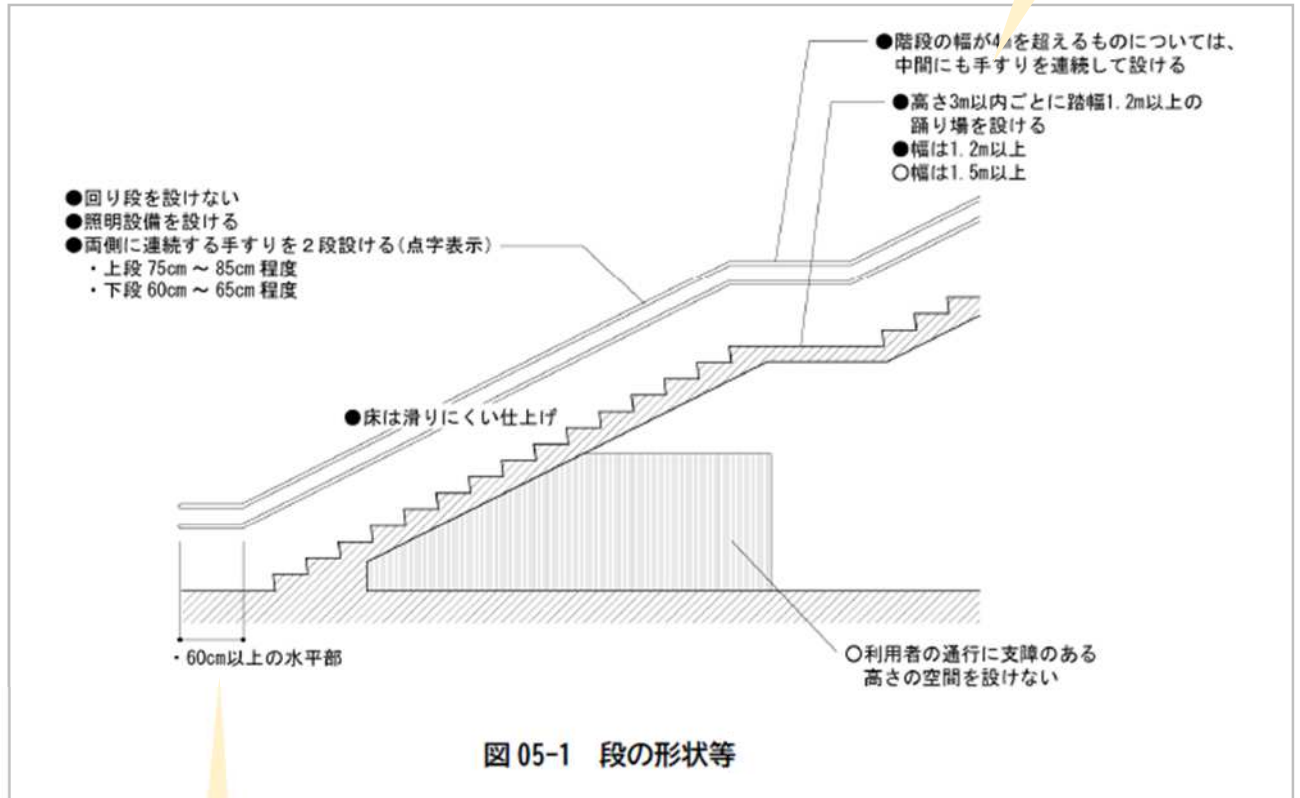
3.公共交通機関 05 階段

基本的な考え方
・階段は高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、視覚障害者等の安全で円滑な移動に配慮する。

整備基準または推奨基準の根拠や取り扱いを説明しています。

	●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)	解説
(1)手すり	●両側に手すりを2段で設け、その手すりの両端には、階段の通じる場所を点字で表示すること。 ⇒★図 05-1	・手すりの高さは、上段 75cm~85cm 程度、下段 60cm~65cm 程度の高さとし、段の端部から 60cm 以上水平に延長して設ける。 ・点字による表示方法は JIS T0921 規格に合わせるものとする。
(2)~(6)段の構造	●(2) 回り段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ⇒★図 05-1 ●(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ⇒★図 05-2 ●(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 ⇒★図 05-2 ●(5) 段鼻の突き出しを設けないこと及び蹴込み 2 cm 以下とすること。 ⇒★図 05-2 ●(6) 両側に、側壁又は 2 cm 以上の立ち上がり部を設けること。 ⇒★図 05-2 ○側壁がない場合は 5cm 程度まで立ち上がり部を設けることが望ましい ⇒★図 05-2	
(7)照明設備	●照明設備を設けること。 ⇒★図 05-1	・高齢者や弱者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮する。
(8)踊場	●高さが 3m を超えるものにあつては、高さが 3m 以内ごとに踏幅 1.2m 以上の踊場を設けること。 ⇒★図 05-1	
(9)中間手すり	●階段の幅が 4m を超えるものについては、(1)のほか中間にも手すりを連続して設けること。ただし、踊場については、この限りでない。 ⇒★図 05-1	
(10)視覚障害者対応	●段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が 02 の項(6)ウ(施行規則別表第 4 2 の項(6)ウ)に定めるもの又は段がある部分と連続して両側に手すりを設けるものである場合は、この限りでない。 ⇒★図 05-1	・階段の始終端部に敷設する点状ブロックの位置は、階段の始終端部から 30cm 程度離れた箇所とする。
その他	○幅は 1.5m 以上とすることが望ましい。 ○階段下には、利用者の通行に支障のある高さの空間を設けない。やむを得ず設ける場合は、柵などを設置する。	・1.2m 以上とすることが望ましい。 ・階段の蹴上は 16cm 以下、踏面は 30cm 以上とする。

●は整備基準
○は推奨基準 を示しています。



・ は整備基準解説の例示または説明等を示しています。

3.公共交通機関

01 出入口

基本的な考え方

- ・ 公共用通路との出入口については、だれもが駅前広場や公共用通路など旅客施設の外部から円滑にアプローチできるよう、わかりやすい配置とする。
- ・ 出入口への動線は車椅子使用者等が遠回りすることがないように、バリアフリー化するように配慮する。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
	●出入口のうち1以上は、次に掲げるものであること。	
(1)幅	●幅は、80cm以上とすること。 ○幅は、1.2m以上とする。	
(2)戸の構造	●戸を設ける場合は、次に掲げるものであること。 ア 前面が透明な戸を設ける場合は、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。 イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造(回転式を除く。)とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合は、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。 ○扉の前後には、車椅子1台が止まることができるよう、1.5m以上の長さの水平区間を設ける。	・ 自動開閉装置は、車椅子使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とする等、開閉操作の不要なものとする。
(3)段差	●通行の際に支障となる段を設けないこと。 ○多少の段差が生じる場合についても、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう、傾斜路を設ける。 ⇒★図 01-1	・ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、03の項(施行規則別表第43の項)に定める傾斜路を併設すること。 ・ 公共用通路と公共交通機関の境界部分については、管理区域及び施工区域が異なることによる段差が生じないように配慮する。
その他	○屋外に通じる出入口には屋根又はひさしを設ける。	
移動等円滑化経路を構成する出入口		
ア 幅	●幅は90cm以上とすること。 ○車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、幅は、1.8m以上とする。 ⇒★図 01-1	
イ 戸の構造	●戸を設ける場合は、次に掲げるものであること。 (ア) 幅は、90cm以上とすること。 (イ) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。	
ウ エ 段差	●ウ エに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ⇒★図 01-1 ●エ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	

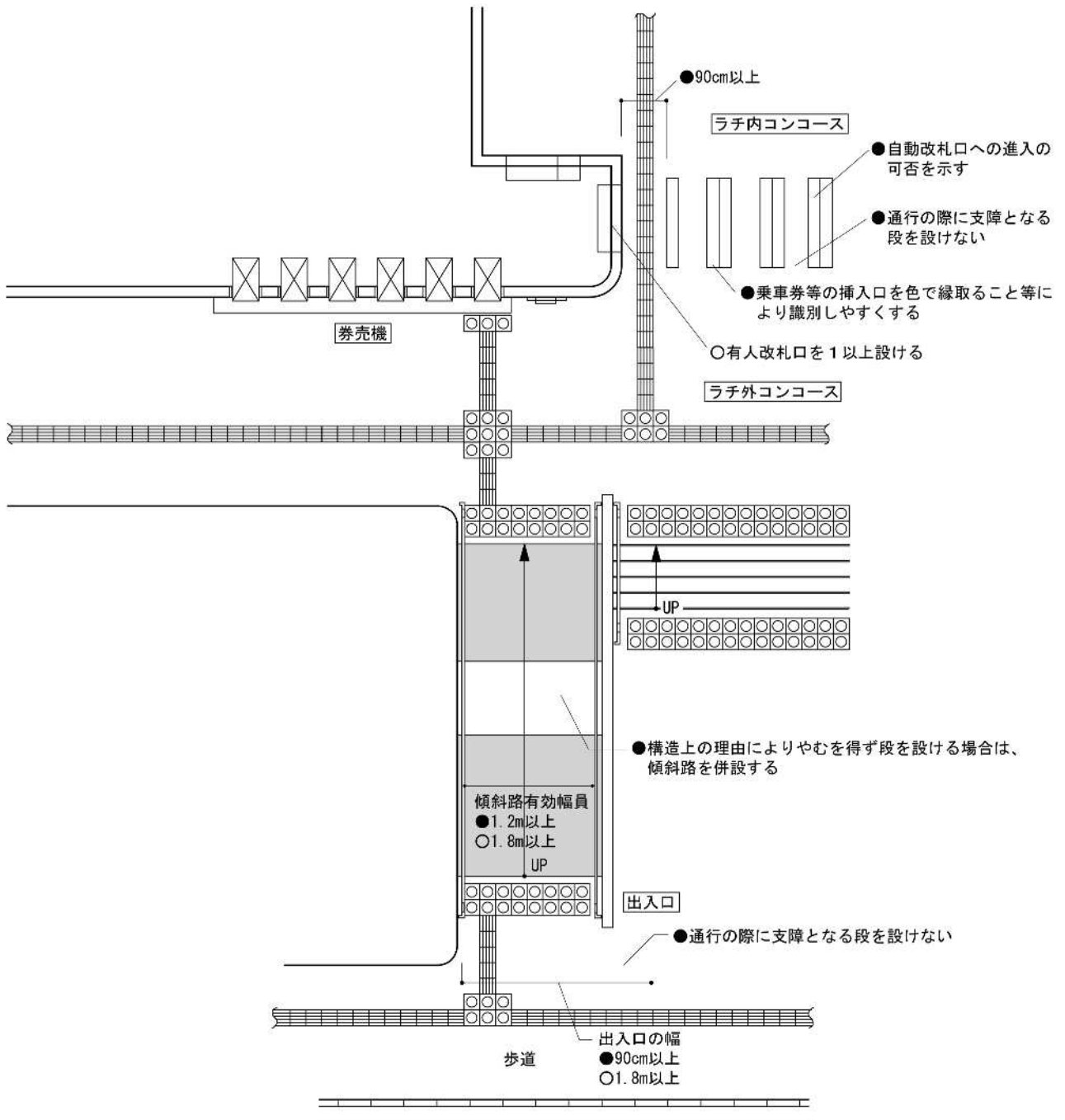


図 01-1 移動等円滑化された経路を構成する出入口の例

基本的な考え方

・だれもが円滑に利用できるように、複雑な曲がり角や各建築部位、設備等が突出しないように整備する。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
(1)床面仕上げ	●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ⇒★図 02-1	
(2)段	●段を設ける場合は、05 の項(施行規則別表第 4 5 の項)に掲げる基準に適合するものとする。	
(3)幅	●傾斜路と接する部分の通路等の幅は、1.5m 以上とすること。	
(4)突出物	●突出物その他通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者等の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。 ⇒★図 02-1	・原則、床から 2m 程度の高さまでの間の空間に天井、壁面からの突出物を設けないこと。
(5)排水溝	●排水溝を設ける場合、溝蓋は、白杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。	
(6)視覚障害者対応	●階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上段に近接する通路の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、階段又は傾斜路の上端に近接する通路の部分が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。 ア 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの イ 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ウ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの ⇒★図 02-1	
その他	○手すりを設置することが望ましい。	・ベンチ、自動販売機等は、通行の支障とならないように設ける。
移動等円滑化経路を構成する通路		
ア 幅	●幅は、1.8m 以上とすること。 ⇒★図 02-1	・車椅子使用者同士のすれ違いを考慮する。
イ 戸の構造	●戸を設ける場合は、次に掲げるものであること。 (ア) 幅は、90cm 以上とすること。 (イ) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 ⇒★図 02-1	
ウ エ 段差	●ウ エに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ⇒★図 02-1 ●エ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	
オ 照明設備	●照明設備を設けること。 ⇒★図 02-1	・高齢者や弱視者の移動等円滑化に配慮し、十分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮する。

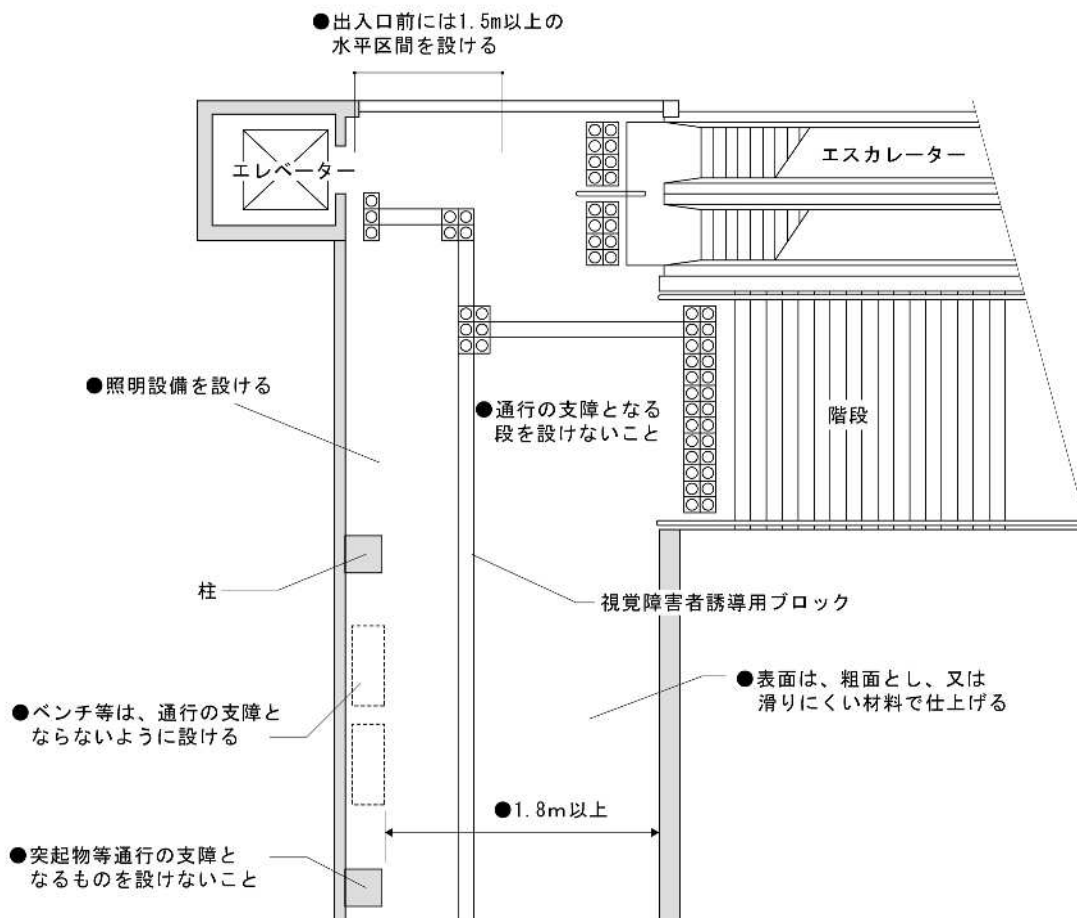


図 02-1 移動等円滑化された経路を構成する通路の例

手すりの点字表示

視覚障害者の移動経路にある手すりには、視覚障害者を誘導するため、行き先情報を点字で表示する必要があります。点字による表示方法は JIS T0921 にあわせたものとし、点字の内容を文字で併記します。

文字については大きくわかりやすいゴシック体を使用することでロービジョン者にも見やすくなります。また、手すりの色と点字表示の色のコントラストをつけること、手すりの端部に近い位置に設置することにより、視覚障害者にも手すりの設置位置がわかりやすくなります。



武蔵浦和駅構内 階段の手すりの点字表示
写真提供：JR 東日本大宮支社

基本的な考え方

- ・傾斜路の設置にあたっては、一般の利用者も通行しやすい動線上に配慮する。
- ・幅や勾配は、できる限り余裕のあるものとする。
- ・手動車椅子利用者に対しては、長距離や急傾斜の傾斜路利用が困難であることに配慮する。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
(1)手すり	●両側に手すりを2段で設け、その手すりの両端には、傾斜路の通じる場所を点字で表示すること。 ⇒★図03-1	・手すりの高さは、上段75cm~85cm程度、下段60cm~65cm程度の高さとし、段の端部から60cm以上水平に延長して設ける。 ・点字による表示方法はJIS T0921規格に合わせるものとする。
(2)床面の仕上げ	●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ⇒★図03-1	
(3)床面の識別	●その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 ⇒★図03-1	
(4)立ち上がり部	●両側に、側壁又は5cm以上の立ち上がり部を設けること。 ⇒★図03-1	
(5)視覚障害者対応	●傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が2の項(6)アからウ(施行規則別表第4 2の項(6)アからウ)までのいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを両側に設けるものである場合は、この限りでない。 ⇒★図03-1	・傾斜路始末端部に敷設する点状ブロックの位置は、傾斜路の始末端部から30cm程度離れた箇所とする。
その他	○屋外に設けられる傾斜路には、屋根又はひさしを設ける。	
移動等円滑化経路を構成する傾斜路		
ア 幅	●幅は、1.2m以上とすること。ただし、段に併設する場合は90cm以上とすること。 ○車椅子利用者等の円滑な利用を考慮し、1.8m以上とする。 ⇒★図03-1	
イ 勾配	●勾配は12分の1以下であること。ただし、傾斜路の高さが16cm以下の場合は、8分の1以下とすること。 ⇒★図03-1	・屋外では20分の1以下とする。
ウ 踊場	●高さが75cmを超える傾斜路にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けること。 ⇒★図03-1 ○傾斜路の起点、終点、屈曲部分、他の通路との交差部分にも、踏幅1.5m以上の踊場を設ける。 ⇒★図03-1	

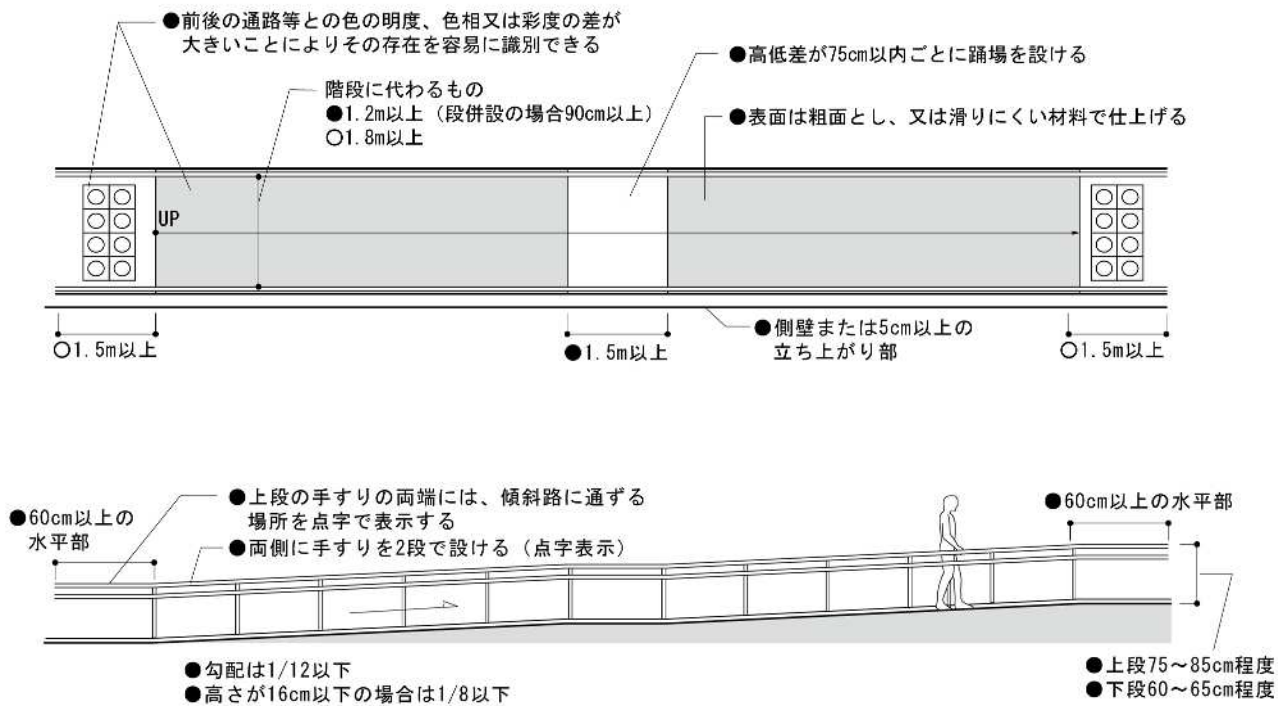


図 03-1 移動等円滑化された経路を構成する傾斜路の構造

基本的な考え方

- ・移動等円滑化された経路での垂直移動手段は、エレベーターの設置を原則とする。
- ・エスカレーターにより移動等円滑化された経路を確保する場合は、構造上の理由によりエレベーターを設けることが困難な場合に限る。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
	<ul style="list-style-type: none"> ●エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。 ⇒★図 04-2 ○乗り口に近い位置に音源を設置するか、乗り口端部にスピーカーが内蔵されたエスカレーターを設置する。 	
移動等円滑化経路を構成するエスカレーター		
	<ul style="list-style-type: none"> ●移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、04(施行規則別表第 4 4 の項)の規定によるほか、次に掲げるものであること。ただし、キ及びクについては、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち 1 のみが適合していれば足りるものとする。 ○昇降口付近に、係員の呼び出しボタンを設ける。 ⇒★図 04-1 	<ul style="list-style-type: none"> ・エスカレーターの乗降口には、高さ 80cm~85cm 程度の固定柵又は固定手すりを設ける。 ・くし板から 70cm 程度の移動手すりを設ける。 ・エスカレーター前に敷設する点状ブロックの位置は、エスカレーター始端部の点検蓋に接する程度の箇所とする。
ア 昇降方向	<ul style="list-style-type: none"> ●上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、利用者が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。 ⇒★図 04-2 	
イ 仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ●踏段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 ⇒★図 04-2 	
ウ 水平部分	<ul style="list-style-type: none"> ●昇降口において、3 枚以上の踏段が同一平面上にあること。 ⇒★図 04-1 	
エ オ 識別	<ul style="list-style-type: none"> ●エ 踏段の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、踏段相互の境界を容易に識別できるものとする。 ●オ くし板の端部と踏段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとする。 ⇒★図 04-2 	
カ 進入可否の表示	<ul style="list-style-type: none"> ●エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を表示すること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。 ⇒★図 04-2 	
キ 幅	<ul style="list-style-type: none"> ●幅は、80cm 以上とすること。 ○1m 以上とすることが望ましい。 ⇒★図 04-2 	
ク 車椅子対応	<ul style="list-style-type: none"> ●踏段の表面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。 ⇒★図 04-1 	

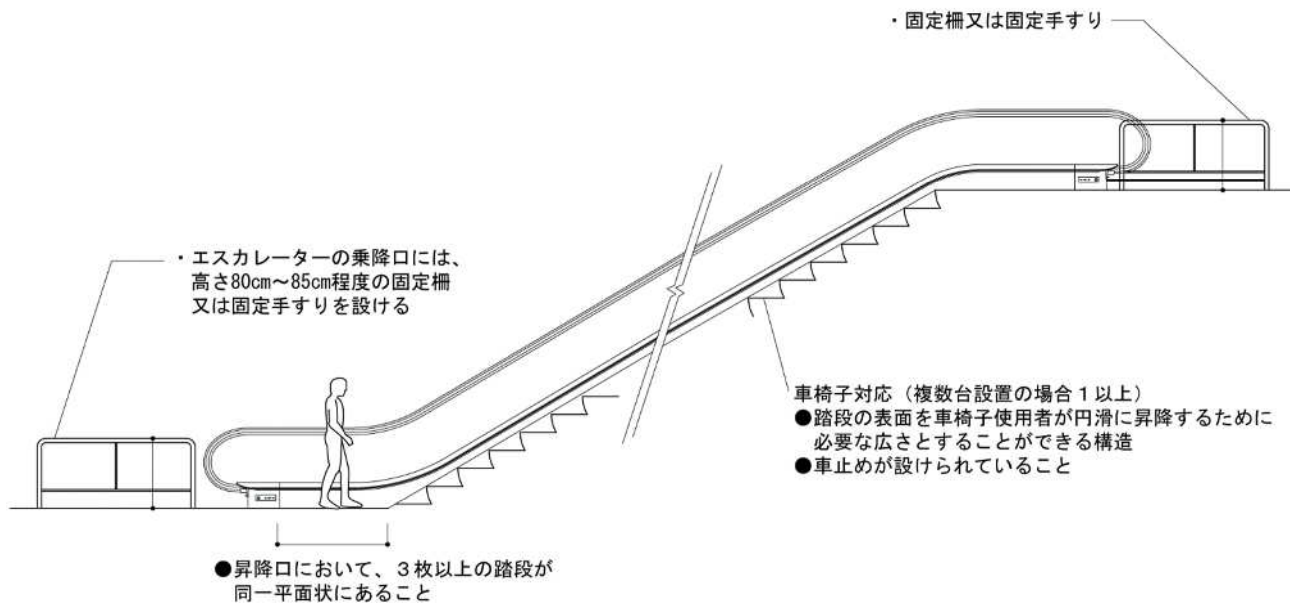


図 04-1 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーター断面例

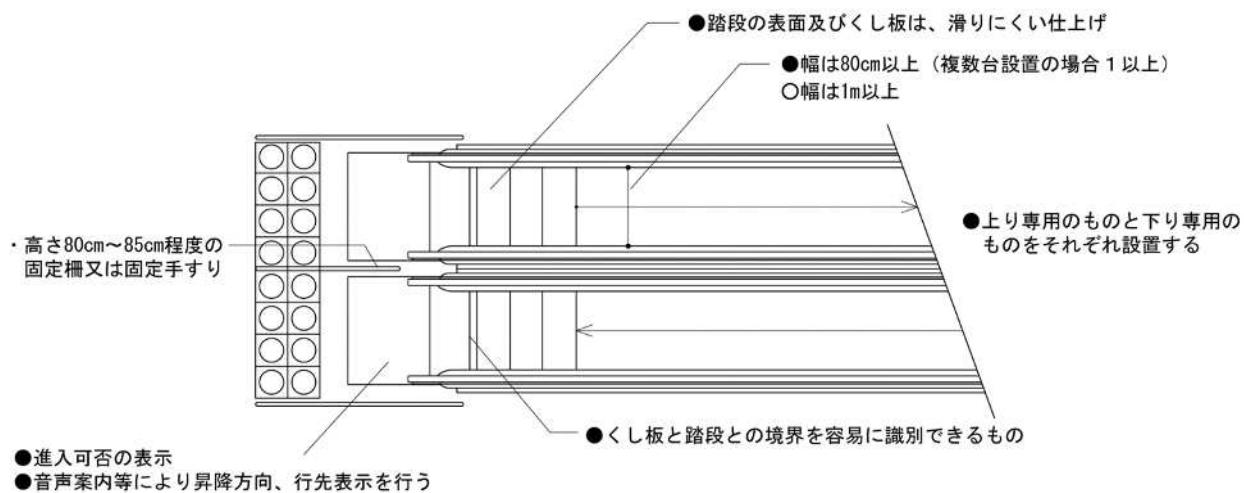


図 04-2 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーター平面図

基本的な考え方

- ・階段は高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、視覚障害者等の安全で円滑な移動に配慮する。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
(1)手すり	●両側に手すりを2段で設け、その手すりの両端には、階段の通じる場所を点字で表示すること。 ⇒★図 05-1	・手すりの高さは、上段 75cm~85cm 程度、下段 60cm~65cm 程度の高さとし、段の端部から 60cm 以上水平に延長して設ける。 ・点字による表示方法は JIS T0921 規格に合わせるものとする。
(2)~(6)段の構造	●(2) 回り段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ⇒★図 05-1 ●(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ⇒★図 05-2 ●(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 ⇒★図 05-2 ●(5) 段鼻の突き出しを設けないこと及び蹴込み 2 cm以下とすること。 ⇒★図 05-2 ●(6) 両側に、側壁又は 2 cm以上の立ち上がり部を設けること。 ⇒★図 05-2 ○側壁がない場合は 5cm 程度まで立ち上がり部を設けることが望ましい	
(7)照明設備	●照明設備を設けること。 ⇒★図 05-1	・高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮する。
(8)踊場	●高さが 3m を超えるものにあつては、高さが 3m 以内ごとに踏幅 1.2m 以上の踊場を設けること。 ⇒★図 05-1	
(9)中間手すり	●階段の幅が 4m を超えるものについては、(1)のほか中間にも手すりを連続して設けること。ただし、踊場については、この限りでない。 ⇒★図 05-1	
(10)視覚障害者対応	●段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が 02 の項(6)ウ(施行規則別表第 4 2 の項(6)ウ)に定めるもの又は段がある部分と連続して両側に手すりを設けるものである場合は、この限りでない。	・階段の始末端部に敷設する点状ブロックの位置は、階段の始末端部から 30cm 程度離れた箇所とする。
その他	○幅は 1.5m 以上とすることが望ましい。 ○階段下には、利用者の通行に支障のある高さの空間を設けない。やむを得ず設ける場合は、柵などを設置する。	・1.2m 以上とすることが望ましい。 ・階段の蹴上は 16cm 以下、踏面は 30cm 以上とする。

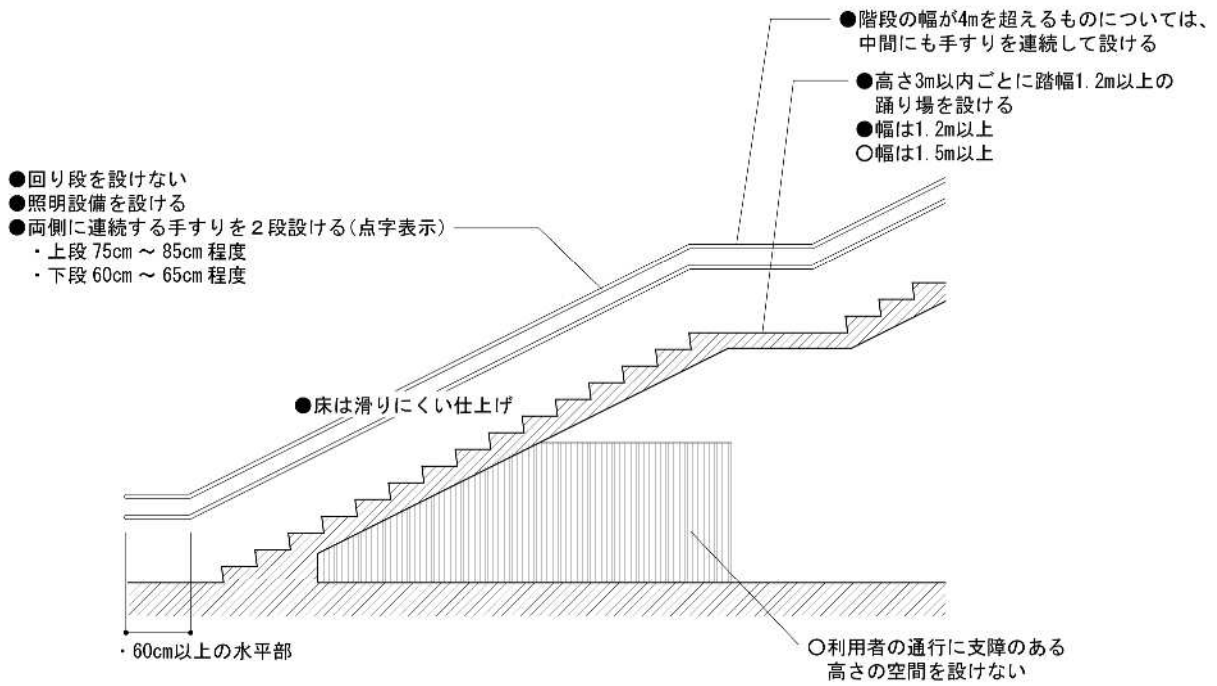


図 05-1 段の形状等

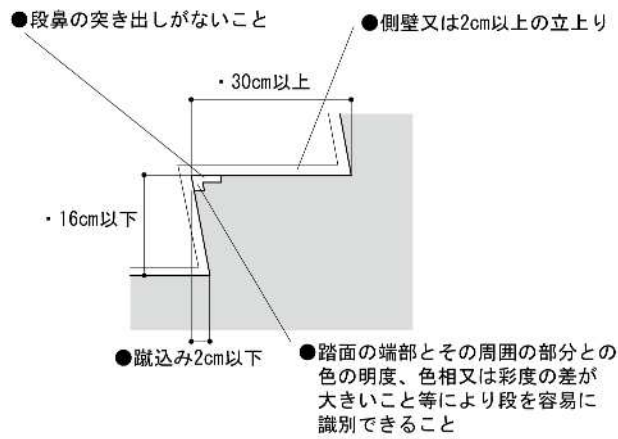
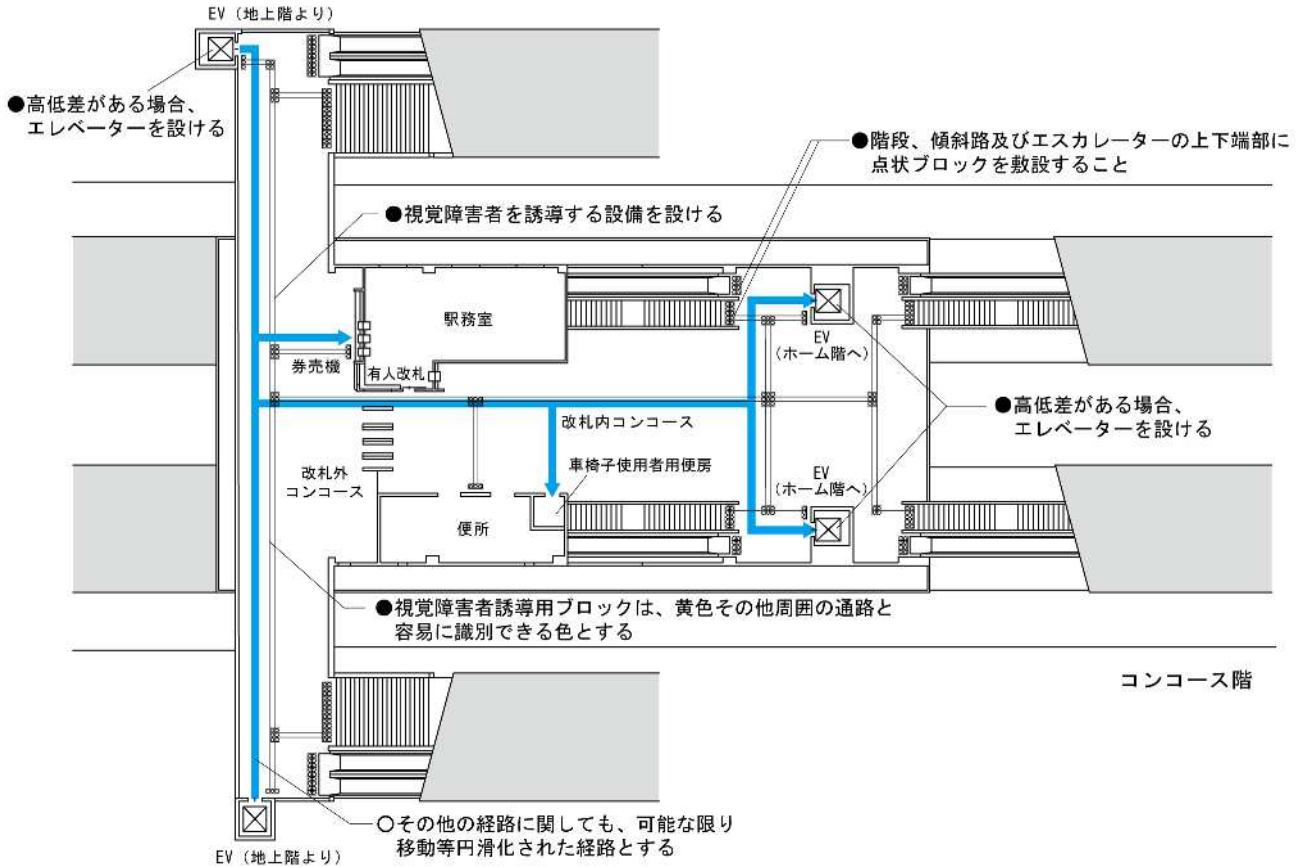
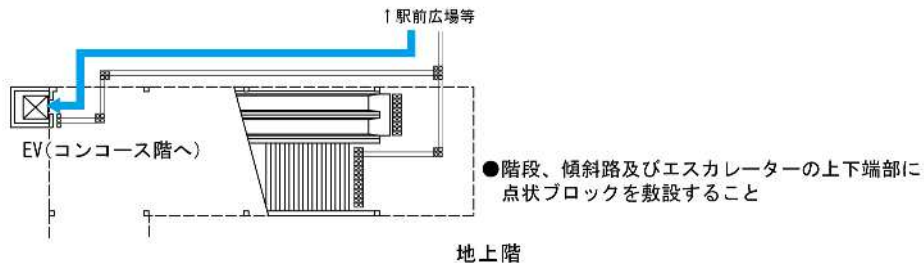



図 05-2 段鼻の詳細

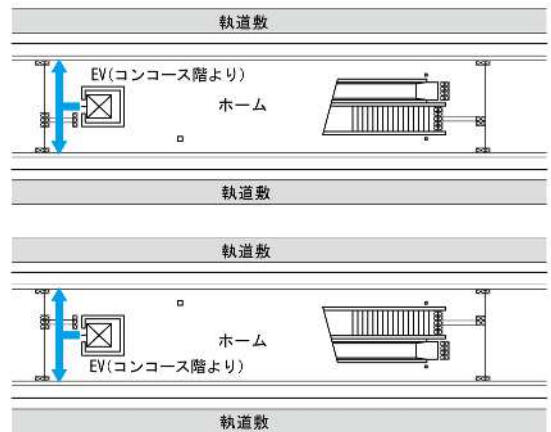
基本的な考え方

- ・敷設にあたっては、あらかじめ誘導動線を設定するとともに、誘導する箇所を明確化し、動線が遠回りにならないよう配慮する。
- ・視覚障害者の誘導方法としては、音声・音響による案内も有効である。

	●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)	解説
(1)(2)視覚障害者誘導用ブロックの敷設	<p>●(1) 通路その他これに類するもの(以下「通路等」という。)であって、公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備間の経路を構成する通路等であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、この限りでない。 ⇒★図 06-1</p> <p>●(2) (1)の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と施行規則別表第4-8の項(1)に規定する移動等円滑化された経路を構成する施行規則別表第4-8の項(7)コに規定する乗降口ビーに設ける操作盤、施行規則別表第4-15の項(4)に規定する設備(音によるものを除く。)、便所の出入口、乗車券等販売所、待合所及び案内所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、(1)ただし書に規定する通路等については、この限りでない。 ⇒★図 06-1、06-2</p> <p>【施行規則別表第4-8の項(7)コ】 籠内及び乗降口ビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字が設けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造のものとする。</p> <p>【施行規則別表第4-15の項(4)】 公共用通路に直接通じる出入口の付近その他の適切な場所に、公共交通機関の施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>○他の事業者や他の公共交通機関等と連続した誘導経路となるよう、誘導動線、形状、色のコントラストなどを統一的連続的に敷設すること。</p>	<p>・「公共用通路」とは、公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、公共交通機関の施設の外部にあるものをいう</p> <p>・「車両等」とは、公共交通の事業者が旅客の運送事業の用に供する車両及び自動車をいう。</p> <p>・「視覚障害者誘導用ブロック」とは、線状ブロック及び点状ブロックを適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。</p> <p>・線状ブロック:床面に敷設されるブロックであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。</p> <p>・点状ブロック:床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。</p> <p>・視覚障害者誘導用ブロックの敷設は、安全でシンプルな道すじを明示することを優先するとともに、一般動線に沿うことを考慮しつつ、可能な限り最短経路により敷設すること。</p>
(3)点状ブロックの敷設	<p>●階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロックを敷設すること。 ⇒★図 06-1、06-2</p>	
(4)色及び識別	<p>●視覚障害者誘導用ブロックは、黄色その他周囲の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより当該視覚障害者誘導用ブロックの部分を容易に識別できる色とすること。 ⇒★図 06-1</p>	<p>・形状については、JIS T9251規格に合わせたものとする。</p> <p>・材質については、十分な強度を有し、滑りにくい耐久性、耐摩耗性に優れたものとする。</p>



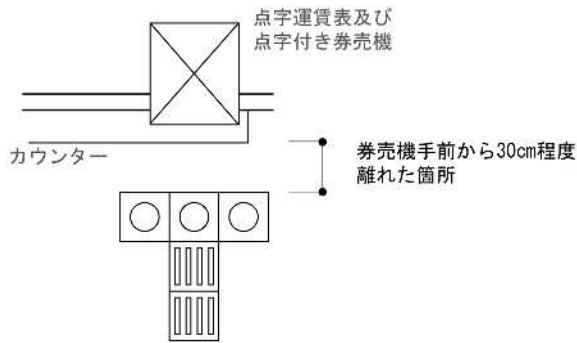
凡例：  移動等円滑化された経路



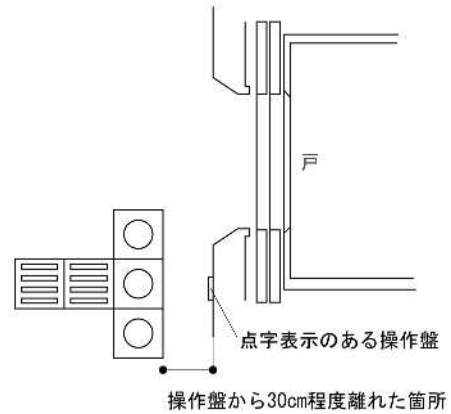
ホーム階

図 06-1 橋上駅の場合

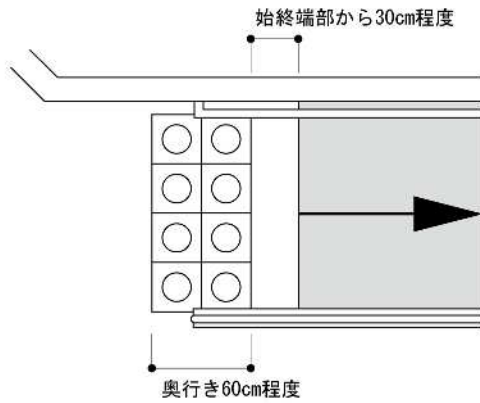
<券売機>



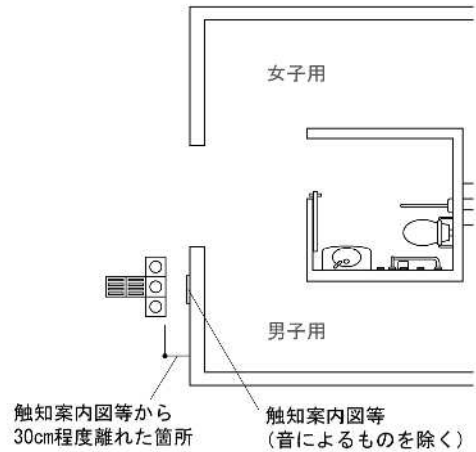
<エレベーター>



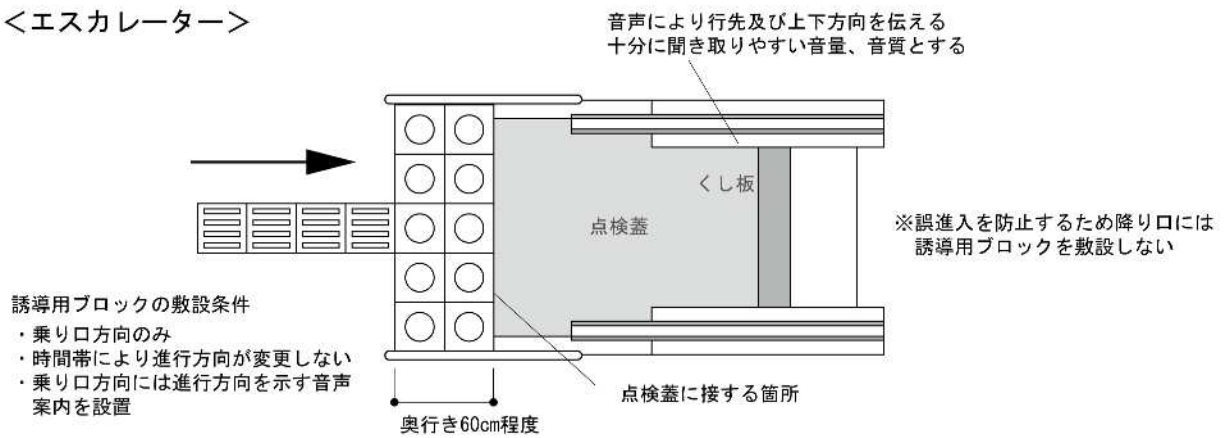
<傾斜路>



<便所>



<エスカレーター>



誘導用ブロックの敷設条件

- ・乗り口方向のみ
- ・時間帯により進行方向が変更しない
- ・乗り口方向には進行方向を示す音声案内を設置

図 06-2 各設備への視覚障害者誘導用ブロックの敷設例

資料：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化ガイドライン 令和6年3月（国土交通省）より作成

基本的な考え方

- ・便所は利用しやすい場所に配置し、車椅子使用者が円滑に利用できる便所である「車椅子使用者用便房」とオストメイト対応設備を設けた便房を設置する。
- ・利用者の集中を避けるため、車椅子使用者用便房にオストメイト対応設備、乳幼児用設備等を設置して多機能化するのではなく、施設の用途や利用状況を考慮し、オストメイト対応設備を有する便房、乳幼児用設備を有する便房といった個別機能を備えた便房を、男女それぞれ又は男女が共用できる位置に分散して配置することが望ましい。
- ・小便器のうち1以上は床置き等とする。
- ・便所や便房の出入口には、設置された設備に応じて、利用に適した機能を有することを知らせる表示をわかりやすく行う。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
(1)便所	●便所を設ける場合は、次に掲げるものであること。	
ア 視覚障害者対応	●便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。 ⇒★ 図 07-12	
イ 床面仕上げ	●床面は、滑りにくい材料で仕上げる。 ⇒★図 07-9	・濡れても滑りにくい仕上げとする。
ウ エ 男子用小 便器	●ウ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。 ⇒★図 07-9 ●エ ウの規定により設けられる小便器のうち1以上は、両側に手すりを設けること。 ⇒★図 07-9 ○小便器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみ又はフックを設ける。	・手すりを設けた小便器は、出入口から最も近い場所に設ける。 ・小便器の手すりは、杖使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸あて用の手すりに胸を着けて不安定な身体を支えながら用を足せる構造が必要である。
(2)車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房	●便所を設ける場合は、(1)に掲げる基準に適合させることのほか、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房をそれぞれ又は同一の便房として1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。 ○車椅子使用者用便房を複数設ける場合は、左右からの便器への移乗に配慮し、便器等の配置が異なるよう設ける。 ○必要に応じ、大型ベッドを設ける。 ○必要に応じ、更衣用の台を設ける。 ○車椅子使用者、子ども等及び立位での利用を考慮し、全身の鏡を設ける。 ○緊急通報装置は、便器に腰掛けた状態、車椅子から便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからでも操作できるように設置する。 ○水洗器具は温水対応とする。 ○更衣用の台、手荷物棚、フックを設ける。 ○鏡は腹部を確認できるものとする。 ○異性による介助や性的マイノリティの利用に配慮し、最低一つは男女の性別によらず利用できるものとする。 ⇒★図 07-1～07-4	・「水洗器具」とは、オストメイト(人工ごう門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。)対応の設備をいう。 ・オストメイト対応設備とは、汚物流し、水洗、洗浄ボタン、ペーパーホルダー、液体石けん、鏡、手荷物棚等である。 ・汚物流し台と便器を兼用した簡易型オストメイト対応設備については、処理袋洗浄時の姿勢や腹部の洗浄が困難であることを考慮すると利用しやすいものとはいえないため、汚物流し台の設置スペースが取れない様な小規模施設や既存便所の改修時以外は原則使用しないものとする。 ・オストメイト対応設備は必ずしも車椅子使用者用便房内に設けるということではなく、利用者のニーズによっては、便房内の別の便房に設けることでもよい。 ・大型ベッドは介助により着替え、おむつ交換、排泄などを行う際に使用されるものであり、ベンチ等で代用してもよい。
(3)車椅子使用者用便房の構造	●車椅子使用者用便房の構造は、次に掲げるものであること。	

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
ア 移動等円滑化された経路と便所との間の経路	●08-1の項(1)(施行規則別表第4 8の項(1))に規定する移動等円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、08-1の項(5)(施行規則別表第4 8の項(5))に掲げる基準に適合するものであること。	
イ 幅	●出入口の幅は、80cm以上であること。 ⇒★図07-1 ○幅90cm以上とする。 ⇒★図07-1	
ウ 段差	●出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。 ⇒★図07-1	
エ 戸の構造	●出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるものであること。 (ア)幅は、80cm以上であること。 (イ)高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。 ⇒★図07-1 ○幅90cm以上とする。 ⇒★図07-1	
オ 車椅子使用者対応	●車椅子使用者の円滑な利用のために、車椅子が360度回転できるよう、直径1.5m以上の円が内接できる空間を確保すること。 ⇒★図07-1 ○鍵は車椅子使用者が接近しやすく、また施錠操作のしやすいものとし、緊急時には外部からも開錠できるものとする。 ⇒★図07-1	<ul style="list-style-type: none"> ・便所の標準内法寸法は200cm×200cm以上を基本とし、ライニング等(洗面器の背後にある配管収納等)は内法寸法に含めないものとする。 ・使用中の表示ができる装置を設けるよう配慮する
カ 腰掛便座等	●腰掛便座及び手すりを設けること。 ○座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、便器に背もたれを設ける。 ○温水洗浄便座を設ける。 ○便器洗浄ボタンは、視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式若しくは靴べら式の洗浄ボタン等、触知しやすく誤作動しにくいものとする。 ○便器洗浄ボタン、緊急通報ボタンは、弱視者や色弱者の視認性を高める様配慮する。 ⇒★図07-1、07-6	<ul style="list-style-type: none"> ・便座の高さは、40cm~45cm程度とする。 ・手すりを設ける場合は、便器の種類に対し適切に設置し、便器洗浄ボタンや緊急通報ボタン、ペーパーホルダー等が利用しにくくならないように注意する。 ・手すりは座位確保のため便器の両側面に設置し、水平部分の手すりの高さは、65cm~70cm程度とする。 ・便器洗浄ボタン、緊急通報ボタン、ペーパーホルダーの設置については、JIS S0026に基づく配置とする
(4) 標識	●便房及び便所の出入口には、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房があることを表示する標識を設けること。 ⇒★図07-2、07-7	
(5) 準車椅子使用者用便房	●車椅子使用者用便房以外に便所を設ける場合は、準車椅子使用者用便房を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けるよう努めること。 ○腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 ○車椅子使用者が円滑に利用することができるよう空間が確保されていること。 ○準車椅子使用者用便房を複数設ける場合は、正面ないし左右からの便器への移乗に配慮し、便器等の配置が異なったものを設ける。 ○必要に応じ、手洗器、乳児用いす、乳児用ベッドを設ける。 ○非常用呼び出しボタンやフラッシュライト等の緊急通報装置を便房内に設けることが望ましい。 ○手荷物用の棚及びフック等を設ける。 ⇒★図07-8、07-10	<ul style="list-style-type: none"> ・準車椅子使用者用便房は、車椅子使用者用便房とは別に設ける障害者、高齢者及び小さな子供を連れた人が利用しやすい便房のことをいう。 ・使用中の表示ができる装置を設けるよう配慮する。 ・最低限でも車椅子使用者による前方アプローチが可能となる、幅1.0m以上、奥行2.0m以上の大きさを確保する。 ・乳幼児用設備等、機能の組み合わせは、施設全体の便所の機能分散などを考慮し、車椅子使用者の利用にあたり支障のない様、バランスよく配置する。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
(6)手洗器	<p>●車椅子使用者用便房又は準車椅子使用者用便房を設けた場合には、便所内に、次に掲げる手洗器を設けなければならない。</p> <p>ア 車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>イ 手洗器具は、容易に操作することができるものとする。</p> <p>ウ もたれかかったときに耐えうる強固なもの又は両側に手すりが適切に配置されているものとする。</p> <p>⇒★図 07-9</p>	<ul style="list-style-type: none"> 手洗器は必ずしも便房内部でなければならないことはないが、自己導尿による排泄時など、衛生上必要とされる場合もあるため、スペースに問題がない限り便房内部に設置することが望ましい。 車椅子での使用に配慮し、洗面器の下に床上 65cm 程度の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを 80cm 程度とする。 容易に操作できる水洗器具は、センサー式、レバー式等が考えられる。 手すりを設ける場合は、車椅子使用者の利用に配慮したものとする。 車椅子回転スペースに手洗器が張り出さないように製品機種種の選定に配慮する。
(7)乳幼児設備	<p>●便所を設ける場合は、そのうち 1 以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上)は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 便所内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便房を 1 以上設け、当該便房の出入口にその旨を表示すること。</p> <p>イ 便所内に、乳幼児用ベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を 1 以上設けるよう努めること。</p> <p>○乳幼児用ベッド等の設備を設けた場合は、便所の出入口にその旨を表示すること。 ⇒★図 07-11</p>	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備が授乳場所等に設けられる場合は便所になくてもよい。 乳幼児用椅子又は乳幼児用ベッドが車椅子使用者用便房あるいは準車椅子使用者用便房に設けられる場合は、車椅子使用者が必要とする空間を確保しつつ設置する。

汚物入れの設置

車椅子使用者用便房内には、パウチ等を捨てることを考慮した大きさの汚物入れを設置する必要があります。おむつ交換台やオストメイト用の水洗器具から手の届く場所に設置し、車椅子使用者でも使いやすい形状のもの（ペダルを足で踏んでふたを開けるものなどは避ける）とするよう配慮が必要です。

また、男性用トイレにも汚物入れ（サニタリーボックス）を設置することで、病気などが原因で尿漏れ用のパッドを使用している男性なども汚物を捨てることができます。

資料：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化ガイドライン 令和 6 年 3 月（国土交通省）
多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック（東京都）

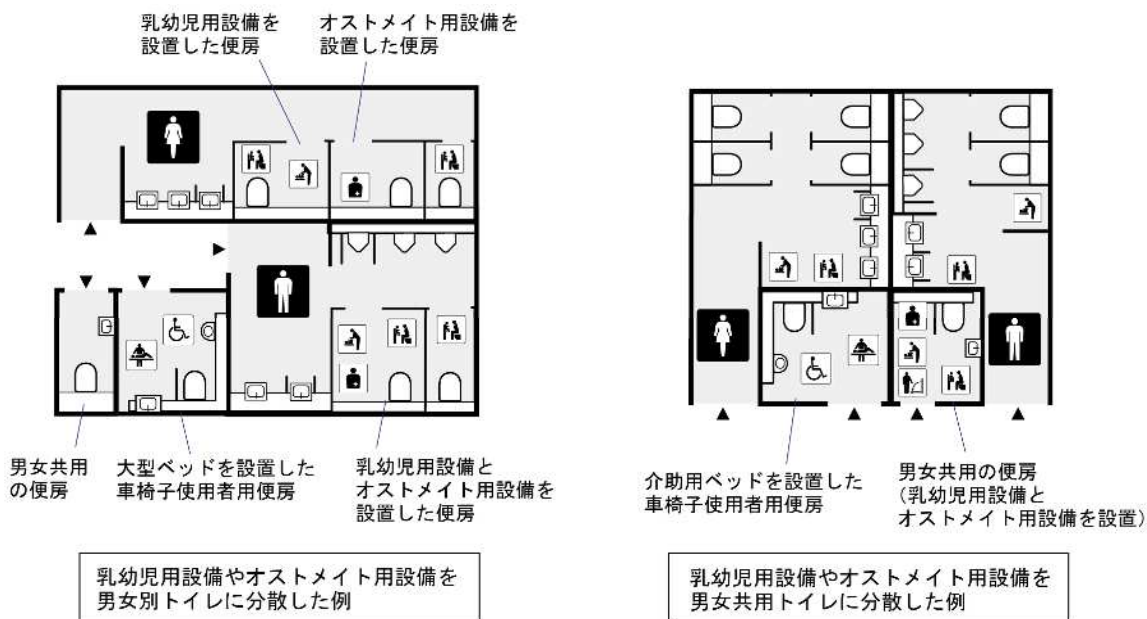
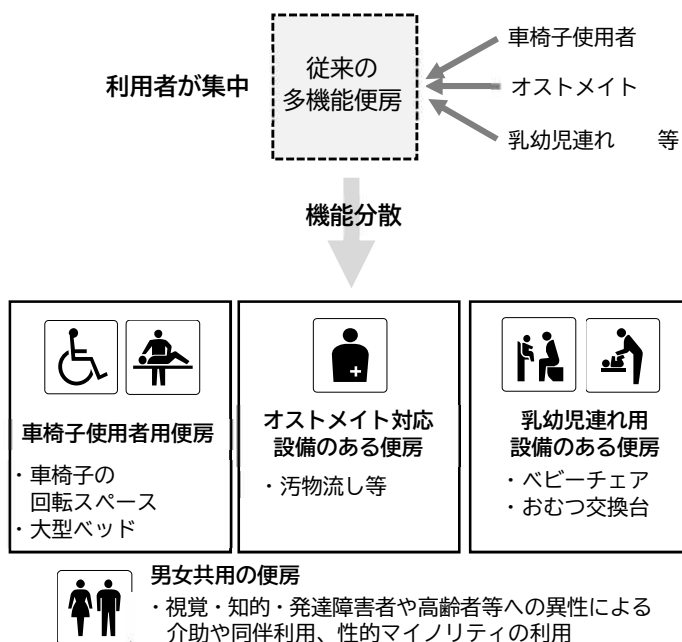


男性用トイレの個室にサニタリーボックスを設置（さいたま市）

機能分散について

- 従来が多機能便房は、利用者が集中し、広いスペースが必要な車椅子使用者が円滑に利用することが困難になっている場合がある。
- また、近年では、視覚・知的・発達障害者や高齢者等への異性による介助や同伴、性的マイノリティの利用など、男女共用の便房の設置に対するニーズも高まっている。
- このような実態から、多様な利用者の円滑な利用を促進するため、従来の多機能便房内にあった各種設備・機能を、便所全体に適切に分散して配置することが重要。

資料：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3[2021]年3月（国土交通省）より作成



資料：多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック（東京都）より作成

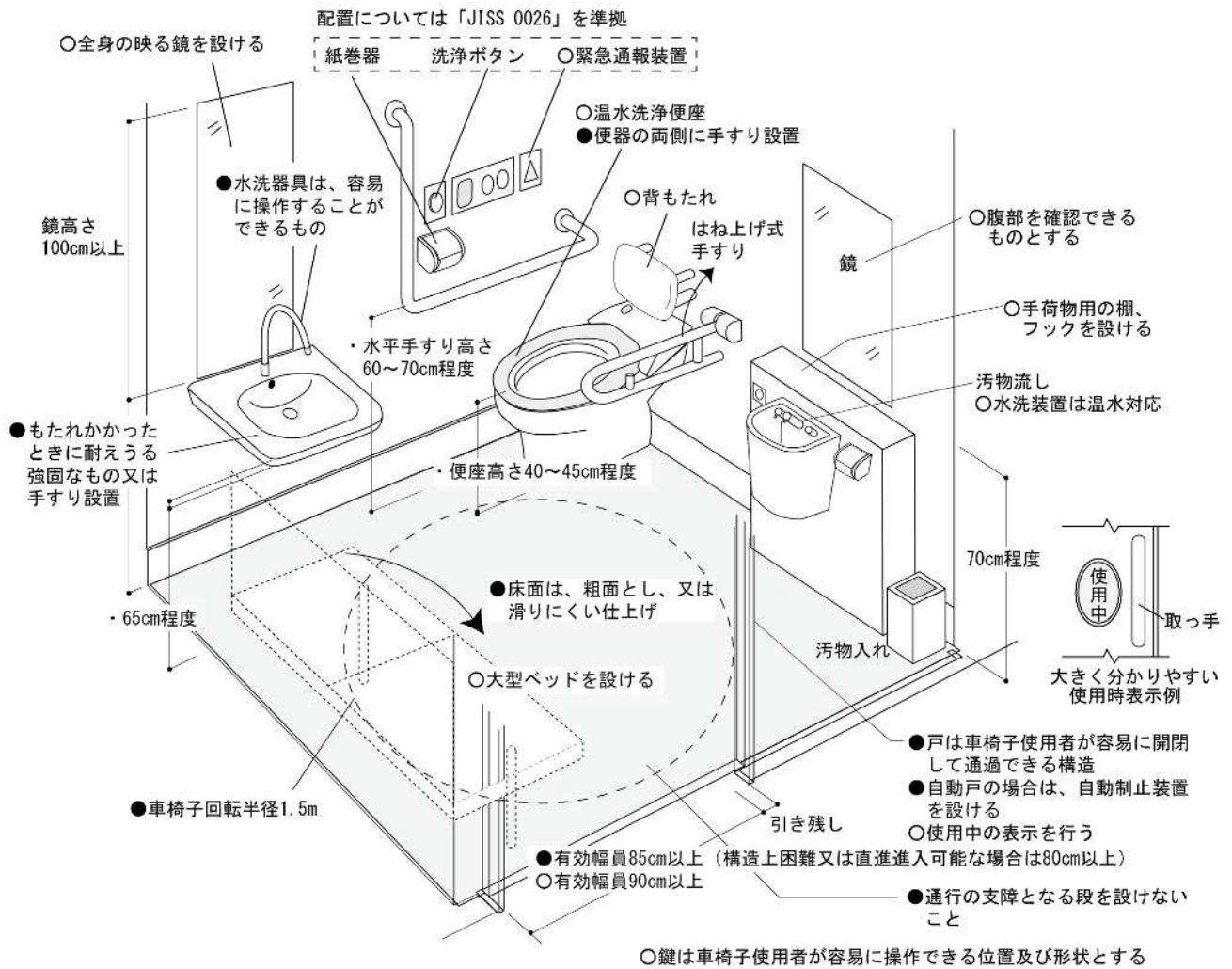


図 07-1 車椅子使用者用便房の例(1)

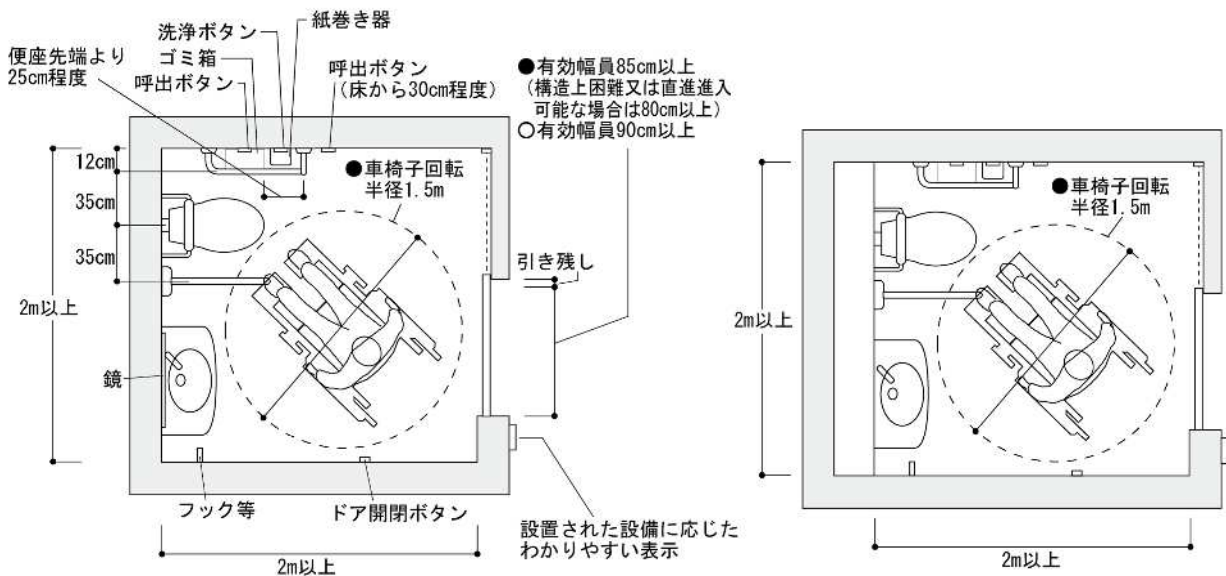


図 07-2 車椅子使用者用便房の例(2)

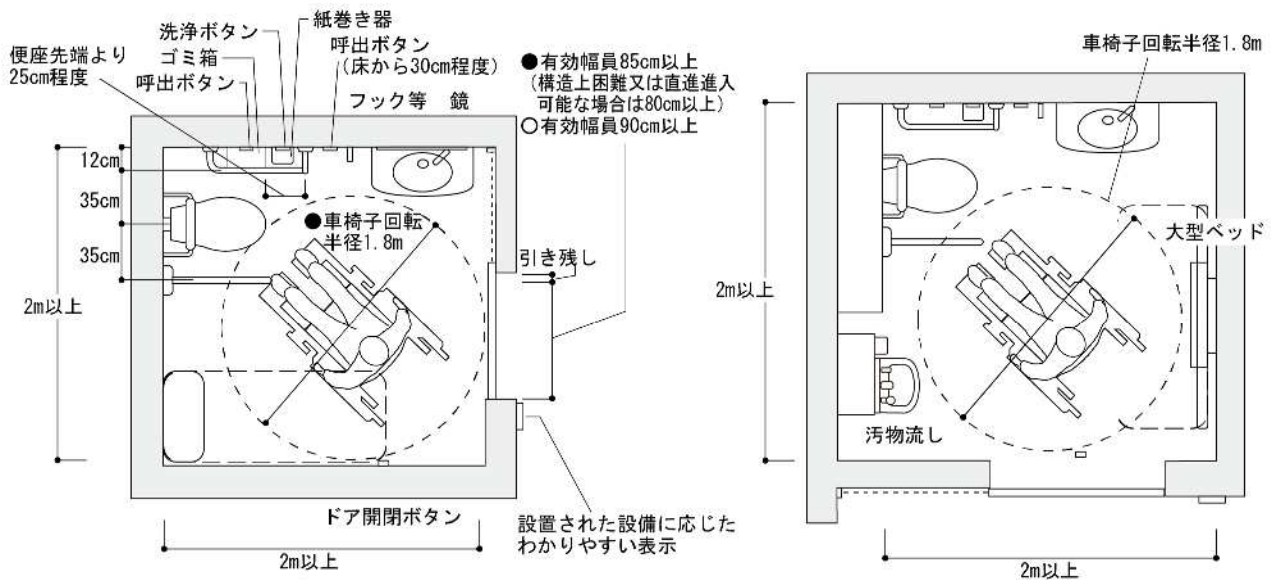
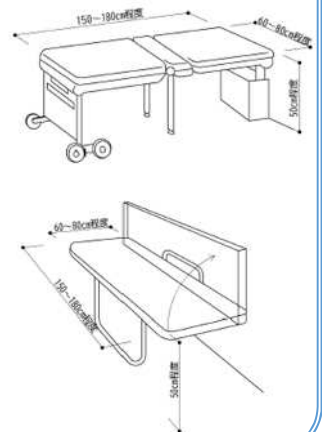


図 07-3 車椅子利用者用便房の例(3)

大型ベッド

・大型ベッドは、着替えやおむつ交換、自己導尿等による排泄などのために使用されます。
 ・乳幼児用のおむつ替え台が使えない年齢の子供から大人まで幅広く使うことができます。

- ・大型ベッドの設置にあたっては、下記について配慮が必要です。
 - ▶車椅子からの移乗や介助者の動作を考慮し十分なスペースを確保する。
 - ▶大型ベッドからの転落を防げるよう安全性の確保に十分配慮した位置に設置する。
 - ▶折り畳み式大型ベッドは、車椅子に座ったままでもたためる構造、位置とする。
 - ▶戸の開閉や施錠の操作ができるよう、戸の付近には大型ベッドを設けない。
 - ▶緊急時に大型ベッドを使用している状態でも人の出入りができるように、大型ベッドの位置と出入口の位置関係に配慮する。
 - ▶大型ベッドの寸法は、施設用途や利用者のニーズを踏まえて決定する。



資料：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3[2021]年3月
 多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック

設備と内装の色のコントラスト

視覚障害者、特にロービジョン者は、トイレ内で設備や操作ボタンの位置がわからずに困ることがあります。

設備やボタンの位置をわかりやすくするには、以下のような工夫が考えられます。

- ▶便器や手すりなどの設備と内装の色のコントラストを明確にすることで、設備の位置がわかりやすくなる
- ▶操作ボタンの色と周辺色とのコントラストを確保することで、ボタンの位置がわかりやすくなる



便房のわかりやすい操作ボタンの例

資料：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化ガイドライン 令和6年3月（国土交通省）
 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3[2021]年3月

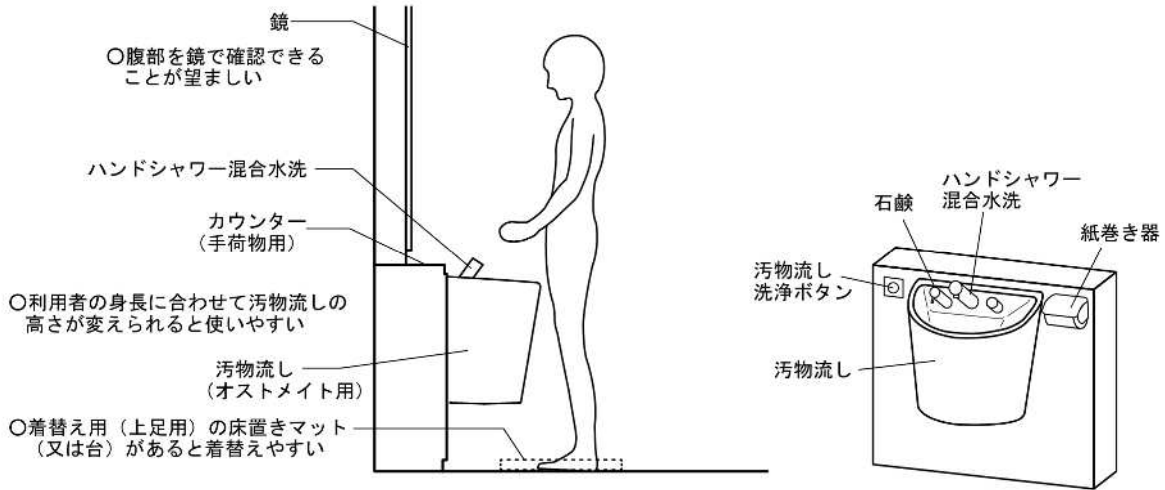


図 07-4 オストメイト対応設備の例

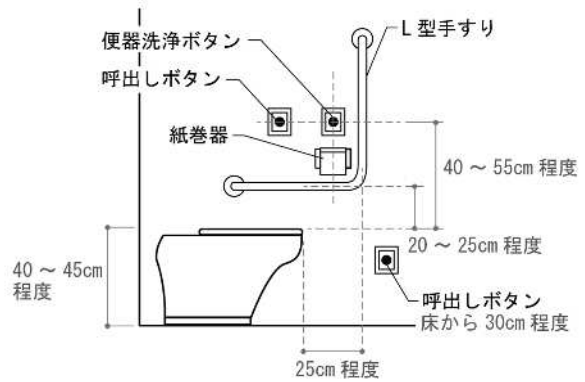
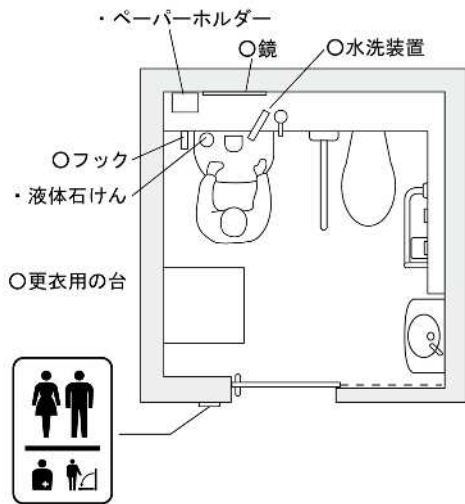


図 07-6 操作ボタンの配置 (JIS S0026)

図 07-5 オストメイト対応設備を有する便房



図 07-7 便房設備の表示例 (JIS Z8210)



図 07-8 便所内のフラッシュライト(光の点滅で非常時の警報を知らせる装置)

資料：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3〔2021〕年3月(国土交通省)

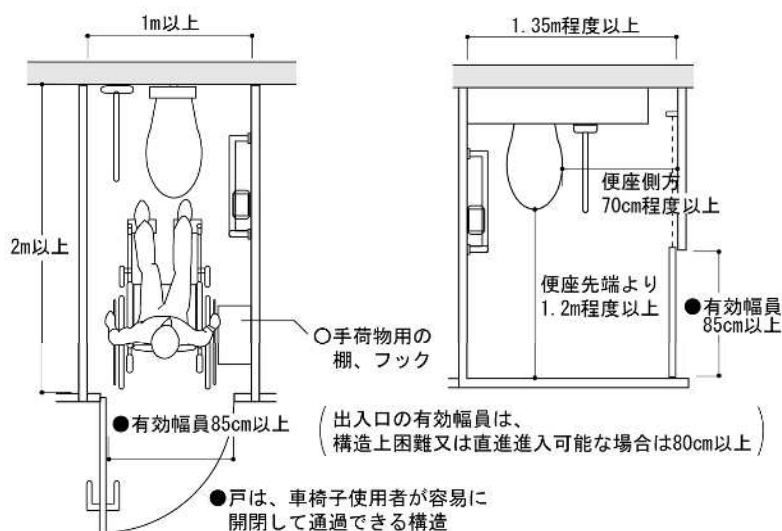
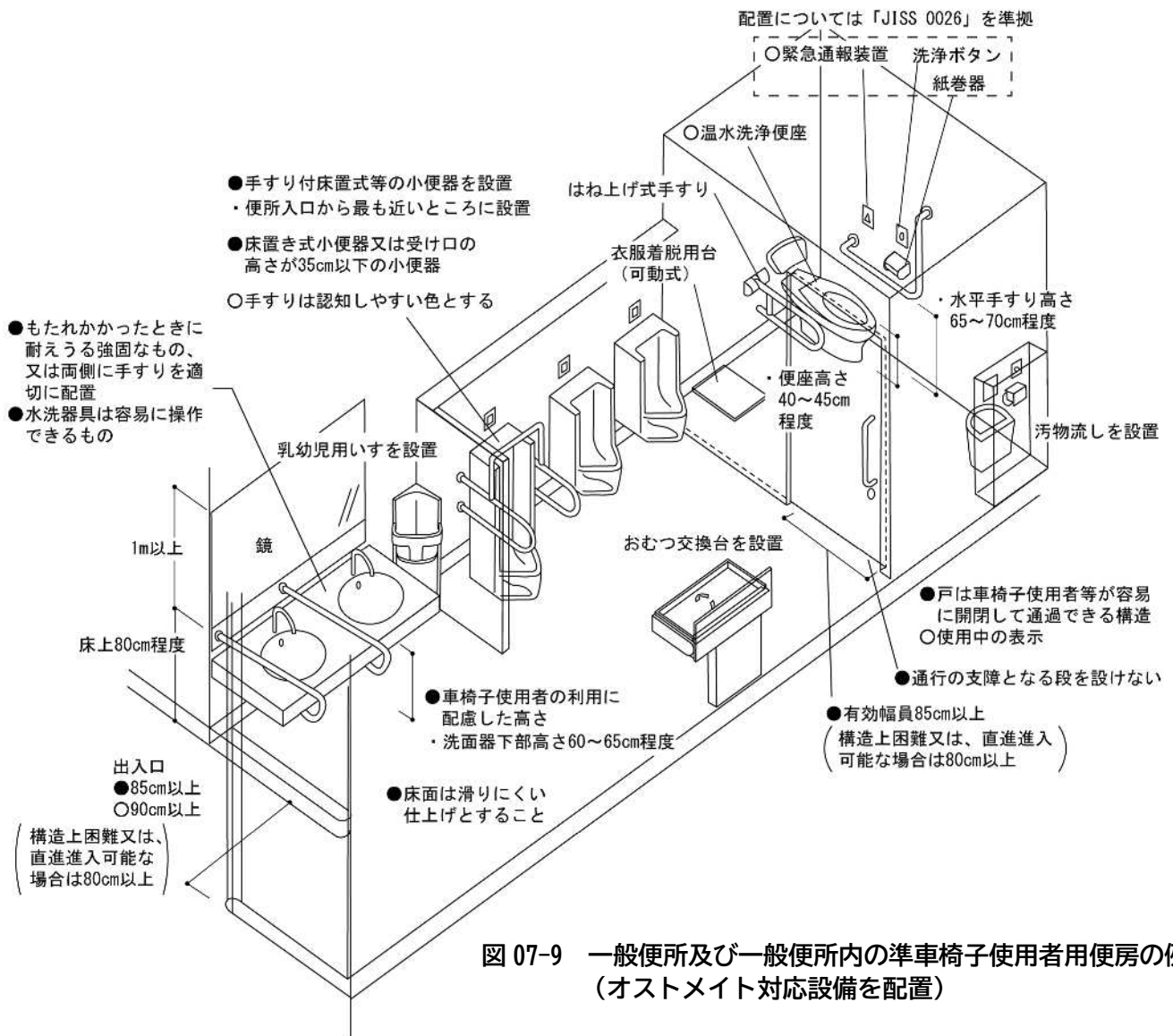


図 07-10 準車椅子使用者用便房の例



図 07-11 乳幼児用設備を有する便房

男子用及び女子用の区別並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示す設備

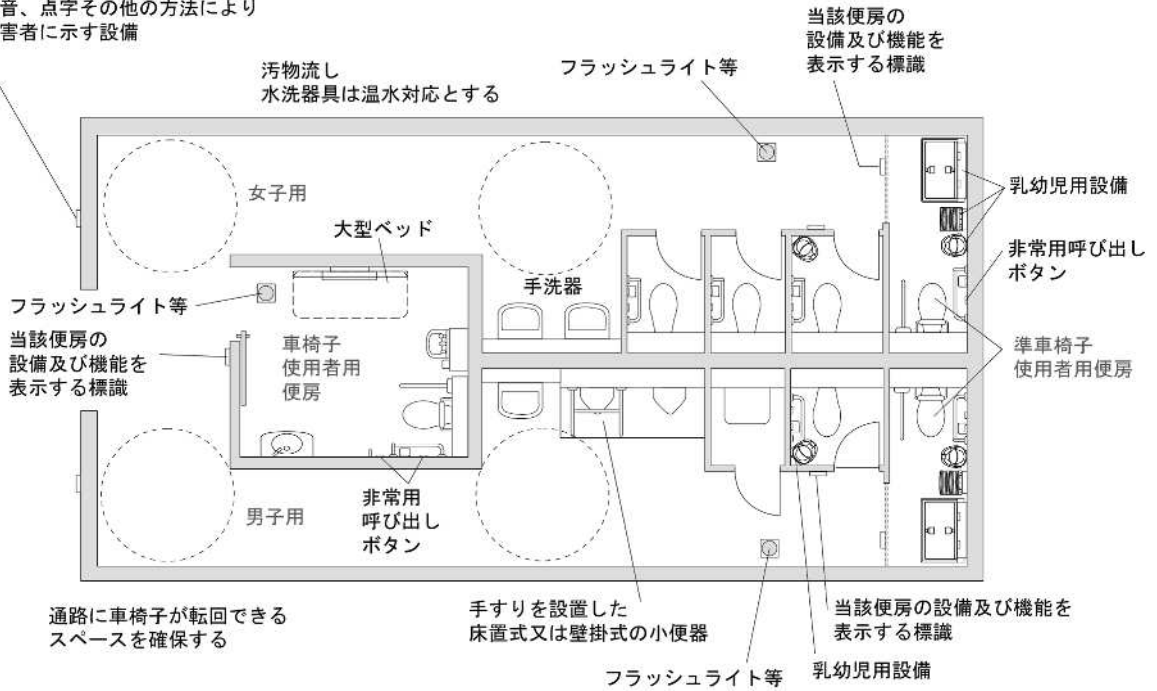


図 07-12 中規模駅の便所の例

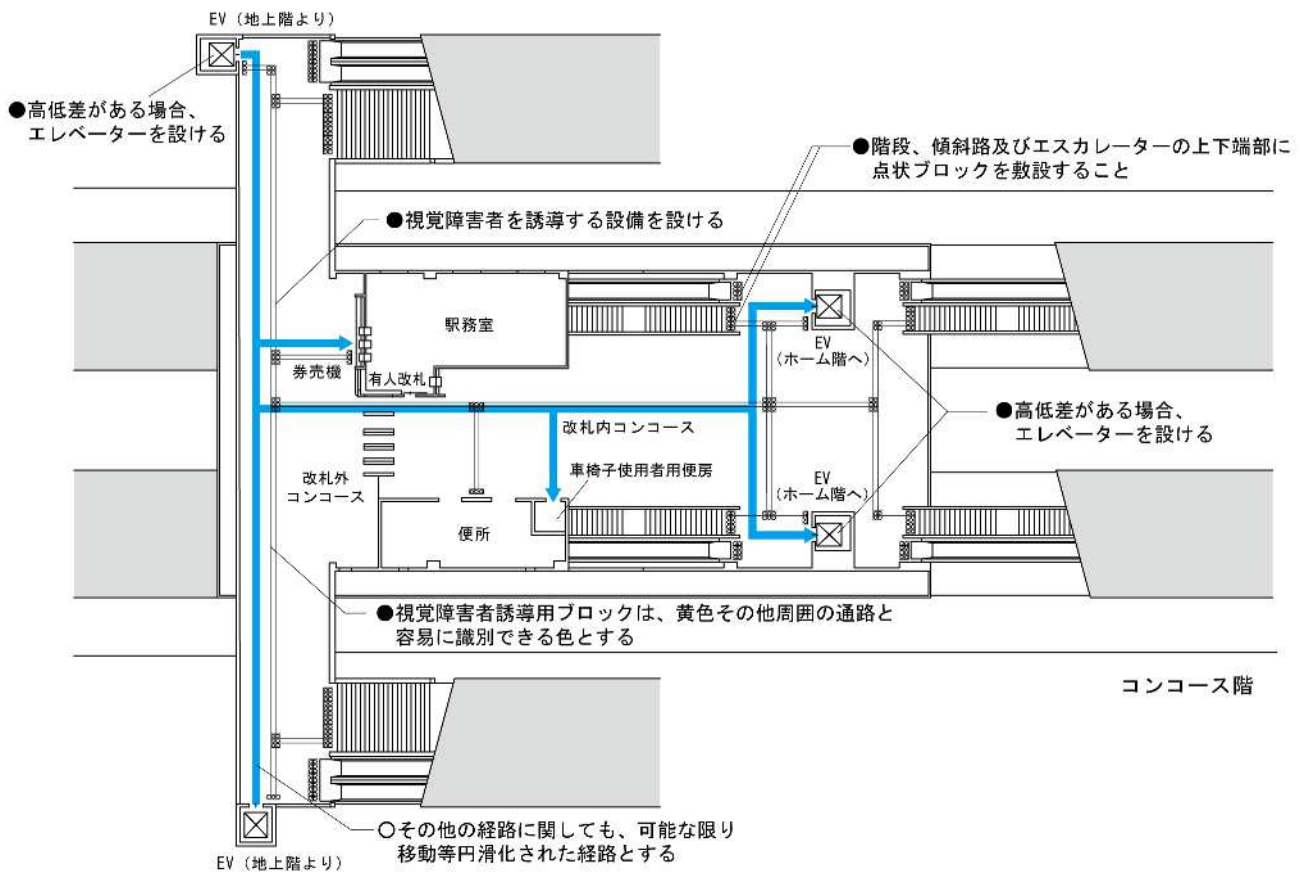
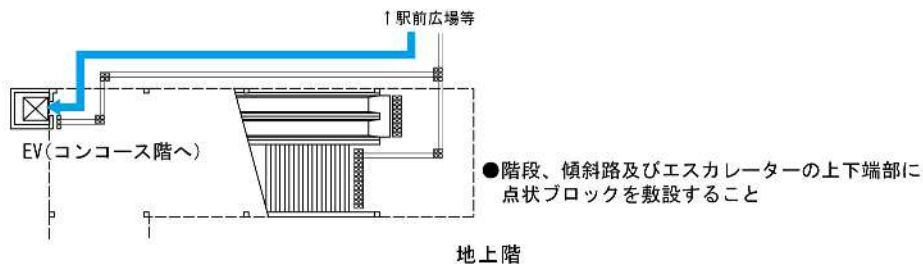
資料：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化ガイドライン
令和6年3月（国土交通省）より作成


基本的な考え方

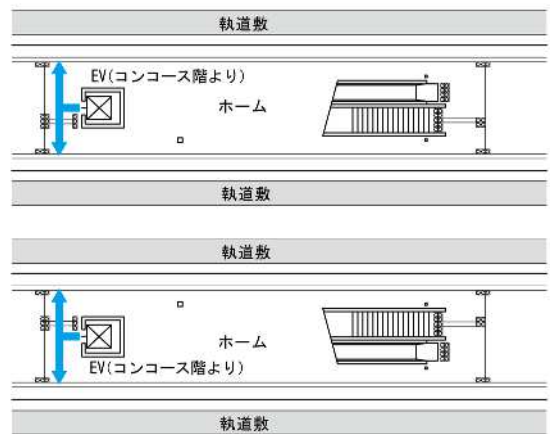
- ・高齢者、障害者等の移動等円滑化に配慮し、公共用通路から車両等にスムーズに乗降できるよう、すべての行程において連続性のある移動動線の確保に努める。
- ・公共用通路と車両等と乗降口との間であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適する通路(以下、移動等円滑化された経路)を乗降場ごとに1以上設ける。
- ・駅舎の改札口が複数設けられている場合には、それぞれの経路においても高齢者、障害者等が円滑に通行できるように整備する。

	●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)	解説
(1)車両等の乗降口との経路	<p>●公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの(以下「移動等円滑化された経路」という。)を乗降場ごとに1以上設けること。</p> <p>○その他の経路に関しても、可能な限り移動等円滑化された経路とすること。</p> <p>⇒★図 08-1-1</p>	<p>・「公共交通機関の施設の外部にあるもの」とは、道路、駅前広場、通路等である。</p> <p>・移動等円滑化された経路における各部位の構造については、各部位の項目に従う。</p> <p>・移動等円滑化された経路と乗車券販売所等、券売機及び車椅子利用者用便房との間の経路における通路のうち1以上は移動等円滑化された経路と同様の出入口、通路等の基準を満たすこと。</p> <p>・他の事業者や他の公共交通機関への乗り換え経路についても、高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮すること。</p>
(2)高低差	<p>●移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路及びエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの)をもってこれに代えること。 ⇒★図 08-1-1</p>	<p>・車椅子使用者による単独利用を考慮し、垂直移動設備としてエレベーターを設置することを原則とする。</p>
(3)適応除外	<p>●公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路(08-1の項(6)(施行規則別表第4の8の項(6))に掲げる基準に適合するものに限る。)又はエレベーター(08-1の項(7)(施行規則別表第4の8の項(7))に掲げる基準に適合するものに限る。)を利用することにより、高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、(2)の規定によらないことができるものとする。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、同様とする。</p>	
(4)～(9)移動等円滑化された経路の構造	<p>●移動等円滑化された経路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(4) 移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口 P.1 01 出入口 参照</p> <p>(5) 移動等円滑化された経路を構成する通路 P.3 02 通路 参照</p> <p>(6) 移動等円滑化された経路を構成する傾斜路 P.5 03 傾斜路 参照</p> <p>(7)(8) 移動等円滑化された経路を構成するエレベーター P.26 08-2 エレベーター 参照</p> <p>(9) 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーター P.7 04 エスカレーター 参照</p>	

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
(10)経路の長さ	●公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。	
(11) (12) 乗り継ぎ経路	(11) ●乗降場間の利用者の乗継ぎの用に供する経路 ((12)において「乗継ぎ経路」という。)のうち、(2)から(9)までの基準に適合するものを、乗降場ごとに1以上設けること。	
	(12) ●主たる乗継ぎ経路と(11)に定める基準に適合する乗継ぎ経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。	
(13)線路、水路等を挟んだ出入口	●線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道の駅には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動円滑化経路をそれぞれ1以上設けること。ただし、鉄道の駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道の駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しない場合は、この限りでない。	



凡例：  移動等円滑化された経路



ホーム階

図 08-1-1 橋上駅の例

基本的な考え方

- ・移動等円滑化された経路での垂直移動手段は、エレベーターの設置を原則とする。
- ・エレベーターは、利用者動線及び移動等円滑化された経路から視認しやすい位置に設ける。
- ・一般利用者の動線と交差しないよう、乗降口ビエの空間を確保する。
- ・設置位置等によっては、スルー型、直角二方向型等の出入口が複数あるエレベーターの設置が、有効な場合も考えられる。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
移動等円滑化経路を構成するエレベーター		
(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーターの構造	●移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に掲げるものであること。	
ア 出入口の幅	●籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。 ○車椅子使用者の動作に対する余裕を見込み幅 90cm以上とする。 ⇒★図 08-2-1	
イ かごの大きさ	●籠の内法幅は 1.4m 以上とし、内法奥行きは 1.35m 以上 (11 人乗り以上) とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)については、この限りでない。 ○手動車椅子が内部で円滑に転回でき、かつ、介助者と同乗できる大きさである 15 人乗り(幅 1.6m、奥行き 1.5m)以上とする。 ⇒★図 08-2-2	
ウ 鏡	●籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。 ⇒★図 08-2-1	
エ 戸の構造	●籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これらに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。 ⇒★図 08-2-1 ○音と光で視覚障害者や聴覚障害者にも認識できるものとする。	
オ 手すり	●籠内に手すり(握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。)を設けること。 ⇒★図 08-2-1	・扉のある側以外の壁面に設け、高さ 80cm~85cm 程度に設置する。
カ 開扉時間	●籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとすること。 ⇒★図 08-2-1	
キ 停止階等表示	●籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。 ⇒★図 08-2-1	

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
ク～コ 障害者対応	<ul style="list-style-type: none"> ●ク 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。⇒★図 08-2-1 ●ケ 籠内及び乗降口ビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。⇒★図 08-2-1 ●コ 籠内及び乗降口ビーに設ける操作盤のうちそれぞれ 1 以上は、点字を設けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造のものとする。⇒★図 08-2-1 <p>○到着階の構造を音声案内することが望ましい。</p> <p>○音と光で視覚障害者や聴覚障害者にもボタンを押したことが分かるものが望ましい。</p> <p>○表示画面の配色については、色覚障害者の利用に配慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・操作盤のボタンは、指の動きが不自由な利用者も操作できるような押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避ける。 ・各操作ボタンには、縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に点字表示を行い、点字による表示方法は JIS T0921 規格に合わせたものとする。 ・操作ボタンの高さは、1m 程度とする。 ・エレベーター前に敷設する点状ブロックの位置は、点字表示のある乗り場ボタンから 30cm 程度離れた箇所とする。
サ 乗降口ビー	<ul style="list-style-type: none"> ●乗降口ビーの幅は 1.5m 以上とし、奥行きは 1.5m 以上とすること。 ○電動車椅子が転回できる広さ(有効幅 1.8m×奥行き 1.8m 以上)を確保する。 <p>⇒★図 08-2-2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター新設等の場合は、乗降口ビー付近に下り階段等を設けないこと。 ・エレベーターがある既存施設であって、乗降口ビー付近に下り階段等が存在する場合には、その間に十分な広さの空間を設けること。
シ 昇降方向表示装置	<ul style="list-style-type: none"> ●乗降口ビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が 2 のみである場合は、この限りでない。⇒★図 08-2-1 	
ス 自動制止装置	<ul style="list-style-type: none"> ●籠の出入口には、利用者を感じし、籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。 <p>⇒★図 08-2-1</p>	
セ 災害時等	<ul style="list-style-type: none"> ●地震、火災、停電等の際に管制運転を行う装置を設け、当該装置の作動時には、その旨を音声及び文字で知らせる設備を設けるよう努めること。⇒★図 08-2-1 	<ul style="list-style-type: none"> ・スルー型、直角二方向型等のエレベーターの場合、出入口の方向も音声で知らせること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○利用状況を勘案し、エレベーターを複数箇所に設置する。 	
(2)台数及び寸法	<ul style="list-style-type: none"> ●移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。 	

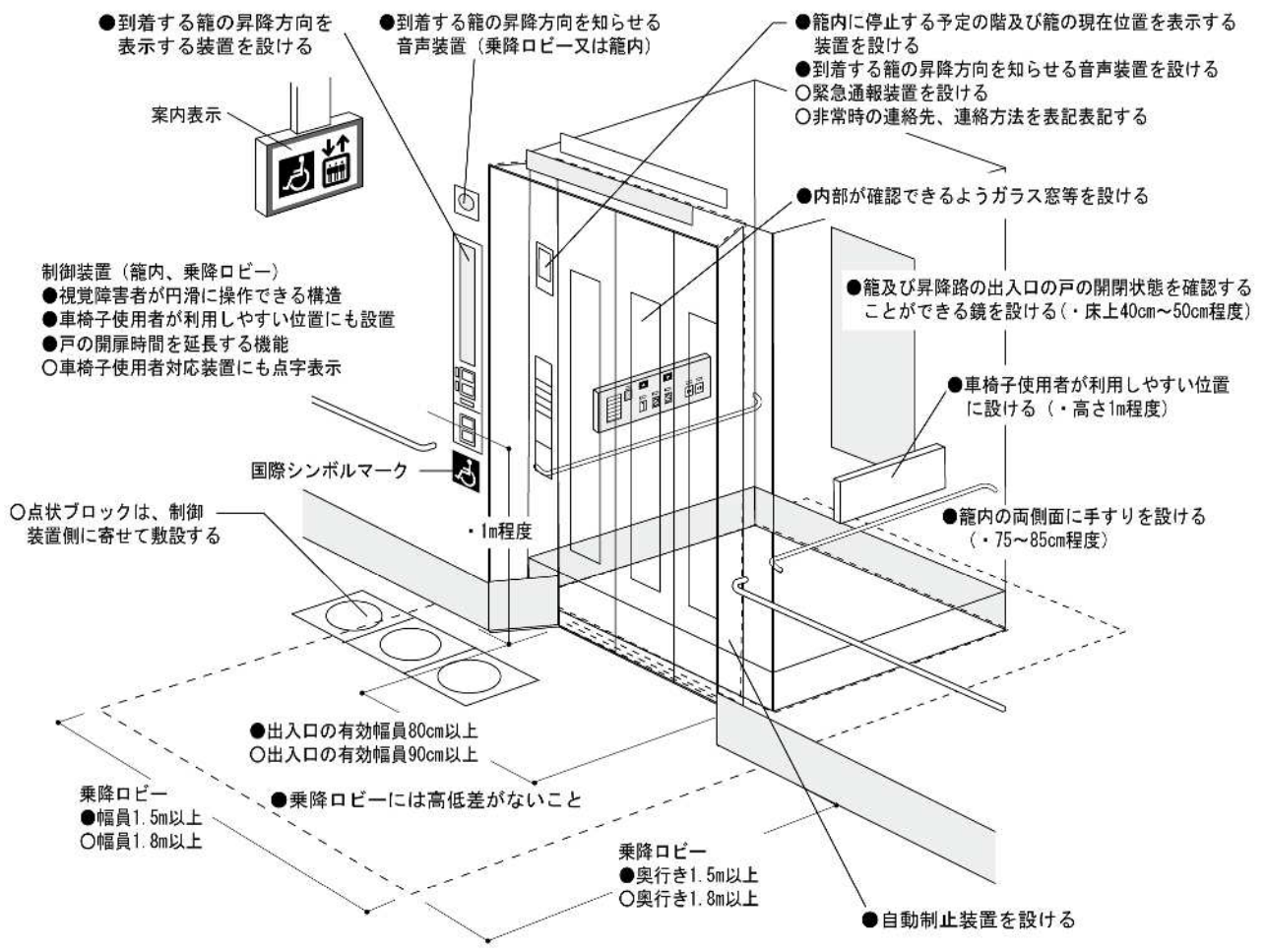


図 08-2-1 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの例

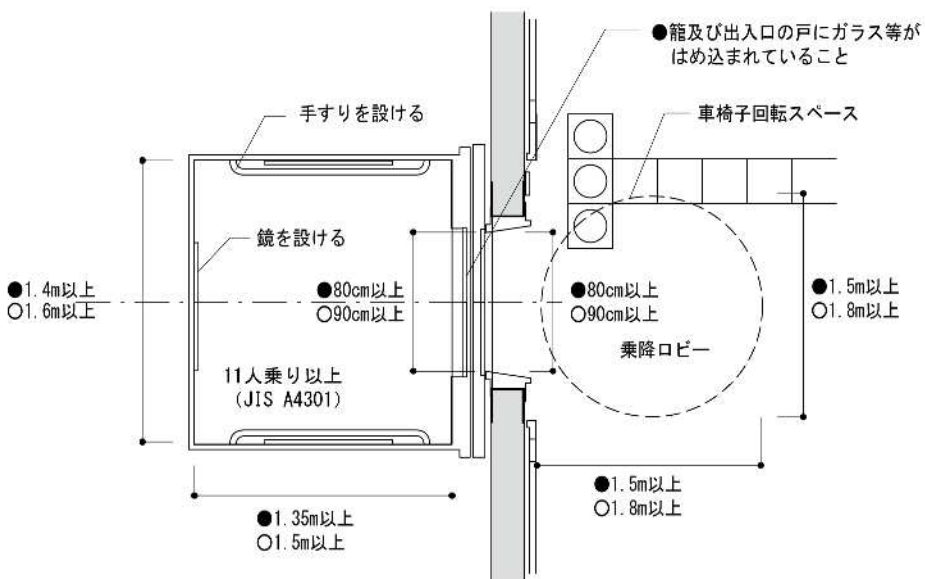
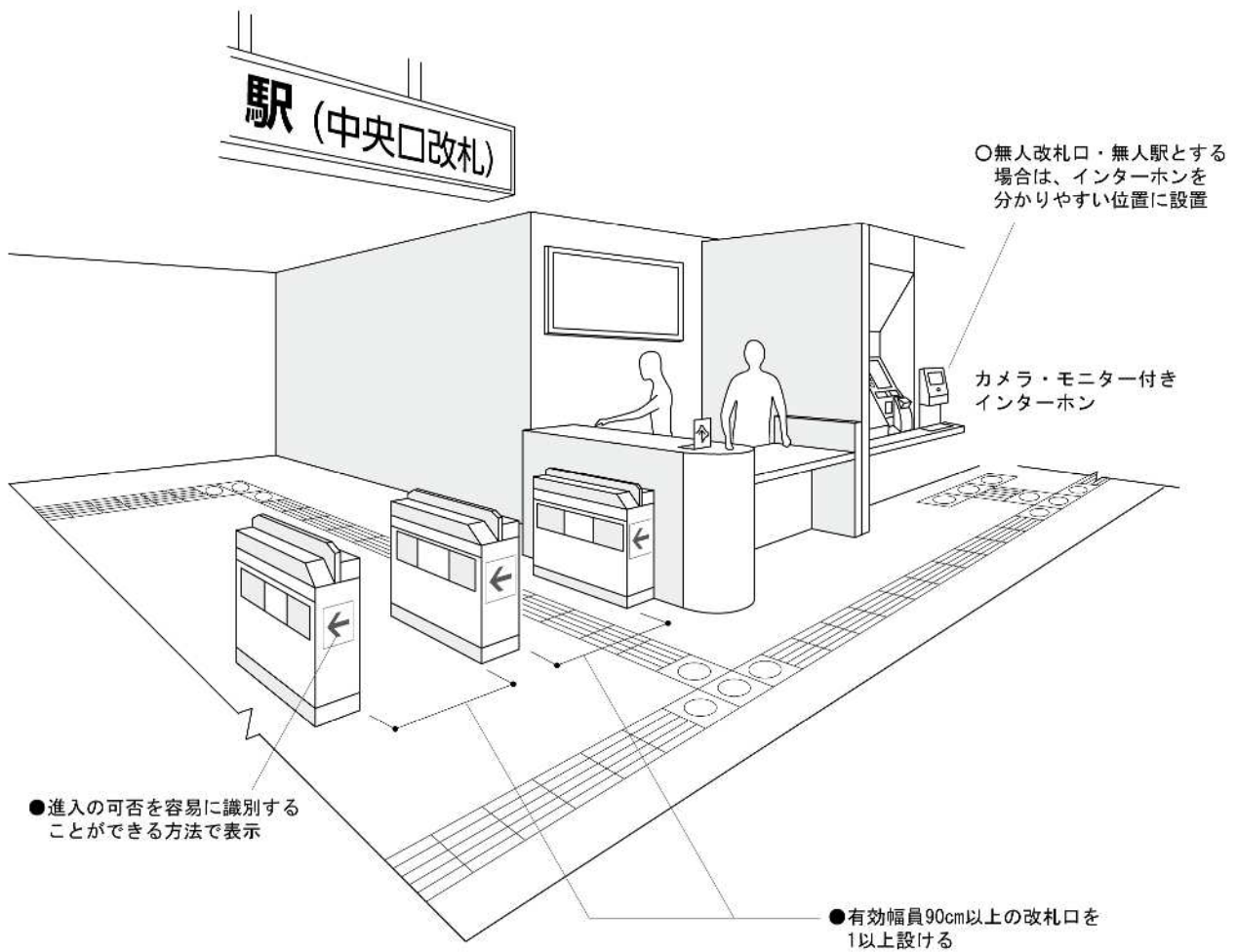


図 08-2-2 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの平面例

基本的な考え方

- ・移動等円滑化された経路を構成する改札口は、車椅子使用者や視覚障害者等だれもが円滑に利用できるものとする。
- ・改札口には、高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮して有人改札口をおくことが望ましい。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
(1)改札口	<ul style="list-style-type: none"> ●移動等円滑化された経路に改札口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 有効幅員は、90cm以上とすること。 イ 通行の際に支障となる段を設けないこと。⇒★図 09-1 ○有人改札口を1以上設ける。 ○無人改札口・無人駅とする場合は、有人駅の駅事務室等につながるインターホンを改札の分かりやすい位置に設置する。 ○無人改札口・無人駅とする場合は、視覚障害者、聴覚障害者等からの問い合わせに対応できるよう措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改札口への線状ブロックの敷設経路は、有人改札口がある場合は有人改札口へ誘導する。 ・有人改札口には、筆談用のメモ用紙やホワイトボード等を備え、聴覚障害者等とのコミュニケーションに配慮するとともに、筆談用具等がある旨を表示する。 ・言葉（文字と話し言葉）によるコミュニケーションが困難な障害者、外国人等に配慮し、JIS T 0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを備える。
(2)自動改札機	<ul style="list-style-type: none"> ●改札口に自動改札機を設ける場合は、自動改札機又はその付近に、当該自動改札口への進入の可否を容易に識別することができる方法で表示すること。⇒★図 09-1 	<ul style="list-style-type: none"> ・進入可否表示の配色については、色覚障害者の利用に配慮すること。



出典：埼玉県福祉のまちづくり条例設計ガイドブック P.33 (一部修正)

図 09-1 移動等円滑化された経路を構成する改札口の例

無人改札口、無人駅等での人的対応

無人改札口、無人駅においては、視覚障害者、聴覚障害者等からの問い合わせに対応できるよう措置を講ずる必要があります。

聴覚障害者等話し言葉によるコミュニケーションが困難な人に対しては、文字や映像により案内ができるインターホン等の設備を設けることが考えられます。

インターホン等の駅員連絡装置を設置する場合には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、インターホン等が設置してある場所まで誘導します。

資料：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化ガイドライン 令和6年3月（国土交通省）より作成

基本的な考え方

- ・プラットホームでは、高齢者や障害者等の転落防止に配慮して、ホームドア、可動式ホーム柵、視覚障害者用誘導ブロックその他の転落防止策を講じる。
- ・プラットホーム内の各種設備は高齢者、障害者等の通行の妨げにならないように配置する。
- ・プラットホームと車両の床面の段差をできる限り平らにし、隙間をできる限り小さくするよう配慮する。
- ・高齢者、障害者等を含むすべての人が安全に安心してバスへ円滑に乗降できる構造とする。
- ・バスの乗り場や行き先、発車時刻、運行情報等については、必要性の高い情報のため、視覚障害者等に配慮した案内（音声案内、携帯電話への情報提供等）を拡充することが必要である。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
鉄道駅のプラットホーム		
(1)プラットホーム	●鉄道駅のプラットホームは、次に掲げるものであること。	・壁面や柱などに取り付ける看板等は、通行の支障とならないようにする。
ア プラットホームと乗降口の間隔	●プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ず間隔が大きいときは、利用者に対して警告するための設備を設けること。 ⇒★図 10-1	・段差・隙間の縮小に向けた当面の目安値のは段差 3cm、隙間 7cm とする。(公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン 国土交通省令和 6 年 3 月)
イ 床面	●プラットホームと鉄道車両の乗降口の床面とは、できる限り平らにすること。 ⇒★図 10-1	
ウ 車椅子使用者の乗降	●プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面とのすき間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を 1 以上備えること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ⇒★図 10-1	
エ 横断勾配	●排水のための横断勾配は、1%を標準とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ⇒★図 10-1	
オ 床面仕上げ	●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ⇒★図 10-1	
カ～キ 転落防止設備	●カ 発着するすべての鉄道車両の乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム(鋼索鉄道に係るものを除く。)にあっては、ホームドア又は可動式ホーム柵(利用者の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備)を設けること。 ⇒★図 10-1 ●キ カに掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあっては、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。 ⇒★図 10-1	・ホームドア、可動式ホーム柵等が設けられていないホームの場合、ホーム縁端から 80cm 以上離れた場所に点状ブロックを連続して敷設する。 ・プラットホーム上の柱などの構造物は、敷設された点状ブロックと干渉しないよう配慮する。 ・点状ブロック、線状ブロック、内方線付き点状ブロックは JIS T9251 に適合するものとする。
ク 転落防止柵等	●プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するための柵を設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他利用者が転落するおそれのない場合は、この限りでない。	・転落防止用の柵の高さは、1.1m 以上とすること。 ・線路側以外のプラットホーム両側に敷設幅 60 cm程度の点状ブロックを敷設する。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
ケ 警告設備等	●列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ⇒★図 10-1	・プラットフォームから転落したことを、緊急に連絡するための装置を設けること。 ・乗降場から転落した際に、列車をさける待避場所を設けること。
コ 照明設備	●照明設備を設けること。 ⇒★図 10-1	・プラットフォーム両端部まで、高齢者や弱視者の移動等円滑化のため、採光や照明に配慮する。
(2)適用除外	●(1)エ及びケの規定は、ホームドア又は可動式ホーム柵が設けられたプラットフォームについては適用しないものとする。	
(3)車椅子スペースの位置	●鉄道の駅の適切な場所において、列車に設けられる車椅子スペースに通ずる鉄道車両の乗降口が停止するプラットフォーム上の位置を表示しなければならない。ただし、当該プラットフォーム上の位置が一定していない場合においては、この限りでない。	
バスターミナル		
(4)バスターミナル	●バスターミナルの乗降場は、次に掲げるものであること。	・バスターミナルとは、旅客の乗降のため、事業用自動車と同時に二両以上停留させることを目的として設置した施設であって、道路の路面その他一般交通の用に供する場所を停留場所として使用するもの以外のもの」として定義（自動車ターミナル法第2条）されているが、公共交通移動等円滑化基準の適合義務の対象とならないバス停が集合した箇所についても同様に対応されることが期待される。 ・「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）」のバスターミナルの項も参照すること。
ア 床面仕上げ	●床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	
イ 進入防止設備	●乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「バス車両用場所」という。）に接する部分には、柵、点状ブロックその他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。	
ウ 構造	●当該乗降場に接して停留するバス車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。	

- プラットホームと鉄道車両の乗降口の床面は、平らとする
- プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端の間隔は、小さいものとする

- ・乗降場から転落したことを連絡する装置を設ける
- ・転落した際に、列車をさける退避場所を設ける

- 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる
- 横断勾配は1%を標準

- ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロック等を設ける

- 警告設備を設ける
- 照明設備を設ける

- 車椅子使用者の乗降を円滑にするための設備が1以上備えられていること

- 線路側以外の端部に転倒防止柵を設ける

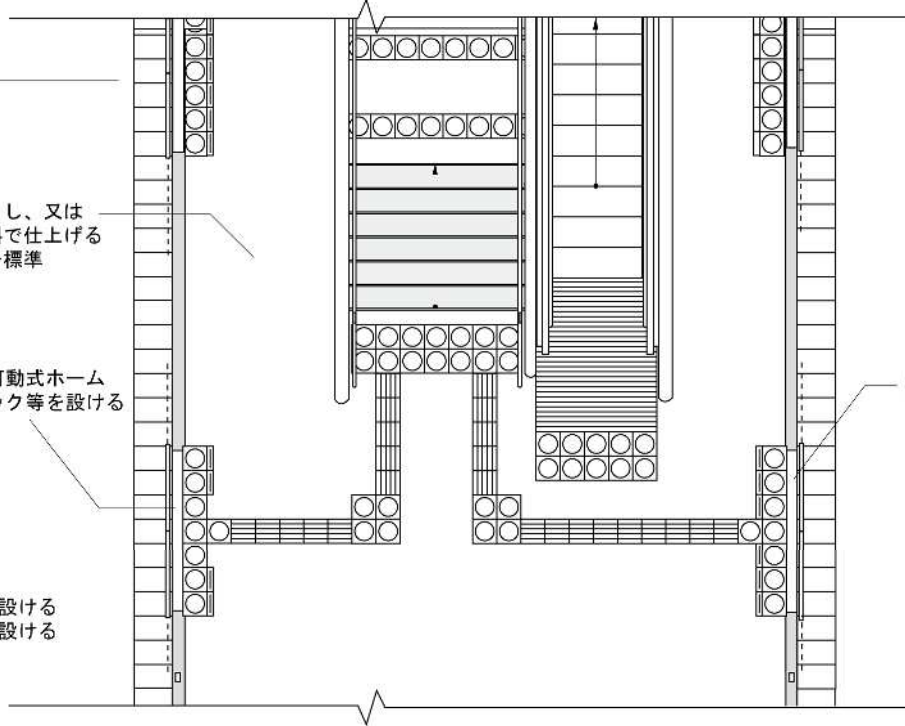


図 10-1 プラットホームの整備例

3.公共交通機関

1 1 乗車券等販売所等

基本的な考え方

- ・案内所等のカウンターは、車椅子使用者をはじめとする利用者だれもが円滑に利用できるよう配慮する。
- ・カウンターの高さ、蹴込み、下部の空間等について、車椅子使用者の利用しやすいものとする。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
(1) 乗車券等販売所	●乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。	
ア 通路	●移動等円滑化された経路と乗車券等販売所との間の経路を構成する通路のうち1以上は、08-1の項(5)(施行規則別表第48の項(5))に掲げる基準に適合するものとする。	
イ 出入口	●出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。 (ア) 幅は、80cm以上とすること。 (イ) 戸を設ける場合は、次に掲げるものであること。 a 幅は、80cm以上とすること。 b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。 ○幅90cm以上とする。 ⇒★図11-1	
ウ エ 段差	●ウ エに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ●エ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 ⇒★図11-1	
(2)カウンター	●カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものとする。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。 ○立位で使用するカウンターは、身体の支えになるよう、床及び壁に固定し、必要に応じ手すりを設ける。 ○必要に応じて、乳幼児用椅子をカウンター付近に設置する。 ⇒★図11-2	・車椅子使用者用カウンターの高さは、70~75cm程度とする。下部には、高さ65cm程度、奥行き45cm程度の空間を設ける。 ・カウンターの1箇所に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
(3)待合所及び案内所	●(1)及び(2)の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用するものとする。	
(4)聴覚障害者対応	●乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。)には、聴覚障害者が文字等により意思疎通を図るための設備を設けること。この場合において、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示すること。 ⇒★図11-2	・筆談用具等を用意する。

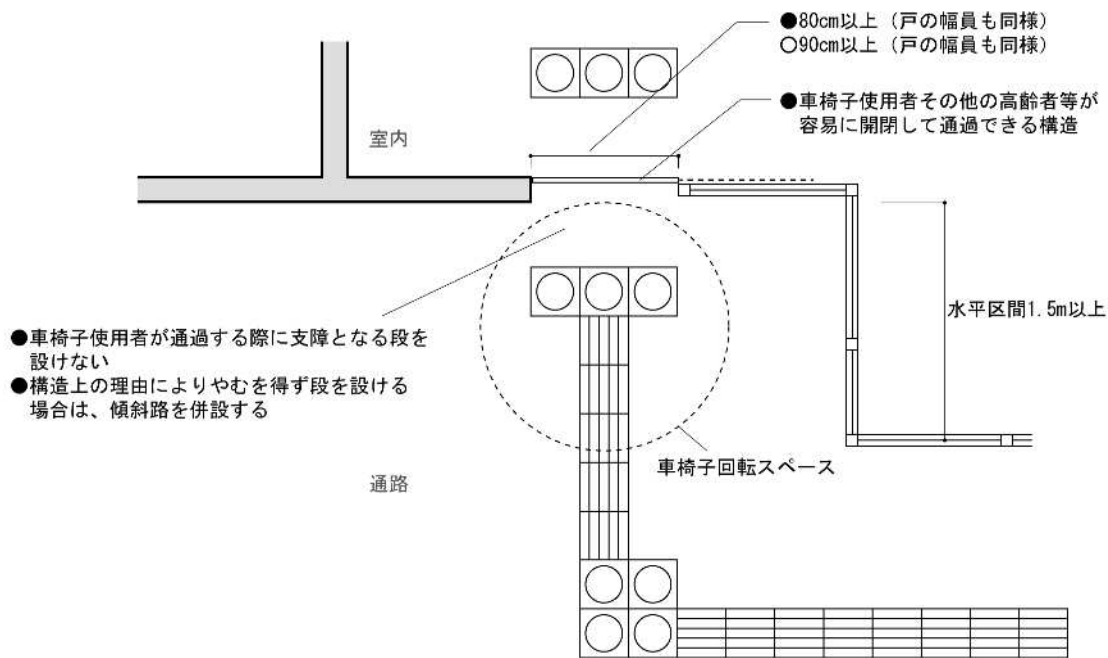


図 11-1 乗車券等販売所の出入口の例

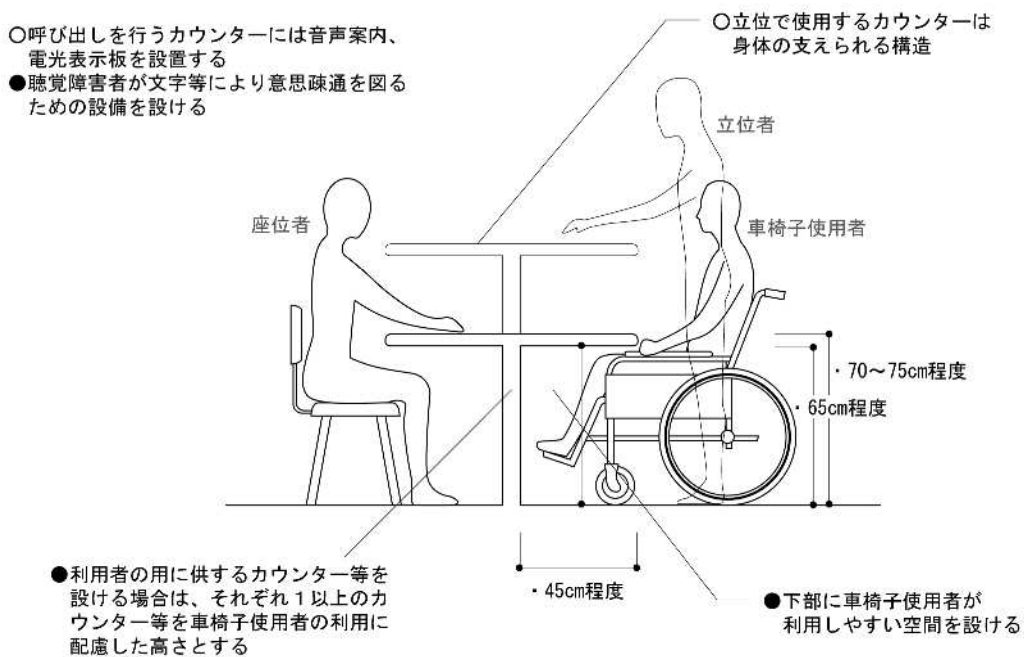


図 11-2 カウンターの例

基本的な考え方

- ・自動券売機、自動精算機等は、車椅子使用者及び視覚障害者等をはじめ、だれもが円滑に利用できるようなものとする。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
	●券売機を設ける場合は、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した次に掲げる構造のものを1以上設けること。ただし、乗車券等の販売を行う者が常駐する窓口が設けられている場合は、この限りでない。	
(1) ボタンの高さ	●金銭入口、ボタン等の高さを車椅子使用者の円滑な利用に配慮したものとすること。 ⇒★図 12-1	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭投入口は、1.1m以下の高さとする。 ・主要なボタンは、1.1m程度の高さを中心に配置する。 ・車椅子使用者が利用しやすいよう、下部に高さ65cm程度、奥行き40cm程度の空間を確保する。 ・インターホン、呼び出しボタン等は利用者にとって使用しやすい高さ、構造とする。
(2) 視覚障害者対応	<ul style="list-style-type: none"> ●視覚障害者の円滑な利用に配慮した次に掲げる基準に適合するものであること。 ア ボタンのある券売機においては、運賃等の主要なボタンに点字で表示をすること。 イ ボタンのない券売機においては、音声案内を設けること。 ウ 券売機の横には、点字の運賃表を設けること。 ⇒★図 12-1 ○誘導する券売機は、改札口に近い位置に設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・線状ブロックで誘導される券売機の前に敷設される点状ブロックの位置は、券売機の手前30cm程度の箇所とする。 ・点字による表示方法は、JIS T0921規格に合わせたものとする。

- ・インターホン、呼び出しボタンは利用しやすい位置に設置

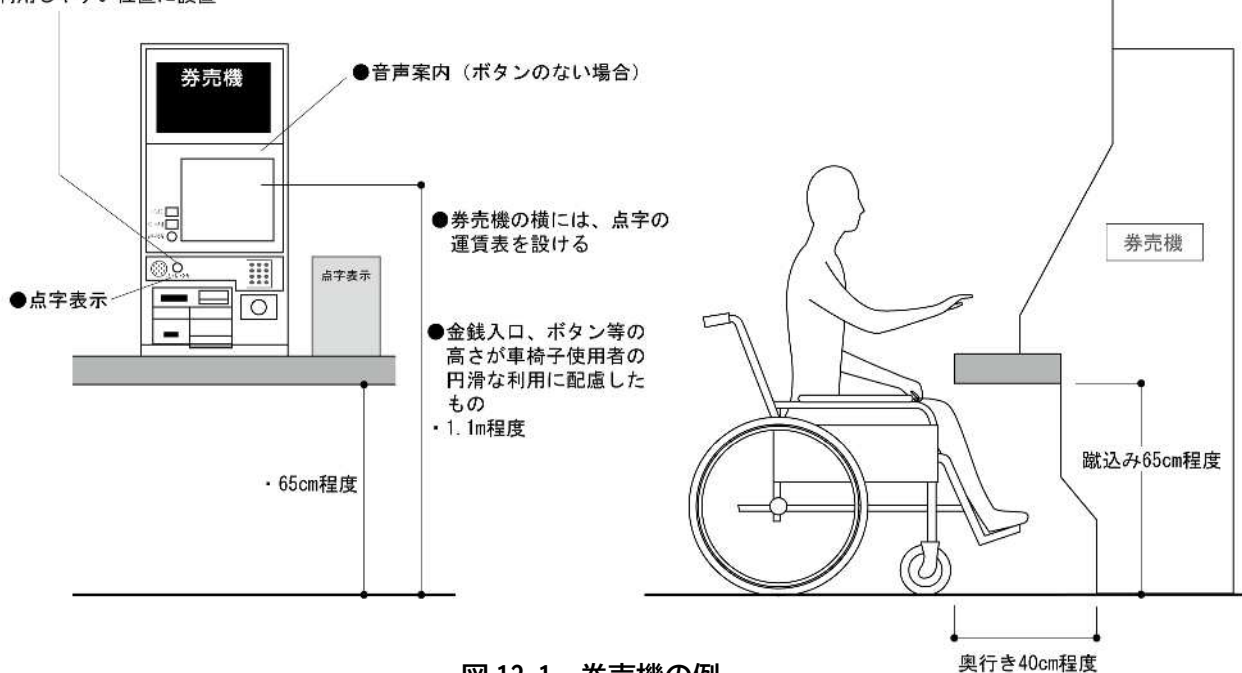


図 12-1 券売機の例

オペレーターとの通話や筆談に対応した券売機

カメラ・モニター付きの自動券売機では、オペレーターとの音声通話や筆談、手話、文字表示などでのやりとりが可能となります。カメラを活用して証明書等の確認を遠隔で行うこともできます。

さいたま新都心駅構内 話せる指定席券売機
写真提供：JR 東日本大宮支社



公共交通機関におけるハード・ソフト一体となったバリアフリー化

高齢者、障害者等の様々なニーズに対応するためには、ハード面の整備とともにソフト面での対応も移動等円滑化の両輪として行う必要があります。

バリアフリー法では、一定規模以上の公共交通事業者等に対し、旅客施設や車両等のバリアフリー化といったハード整備に加え、役務の提供、旅客支援、情報提供、教育訓練、広報・啓発といったソフト対策を計画的に実施するため、バリアフリーに関する計画（ハード・ソフト取組計画）の作成・提出及び公表、取組の実施状況の報告、公表が義務付けられています。

公共交通機関における人的対応

公共交通事業者は、法令に基づき、乗降時等の人的な対応を進めていく必要があります。

人的な対応を行うためには、様々な障害特性を理解し、基本的な介助等の技術や施設・車両等のバリアフリー設備等の知識を習得したうえで、利用者の求めに応じて適切なサポートを提供することが重要です。適切な知識や技術を習得するためには、係員に対し障害当事者が参画する研修を行う等の対応が必要になります。

また、一般利用者に向けたマナーの周知等も行うことで、高齢者、障害者等が公共交通機関を円滑に利用できるようになります。



公共交通事業者向け接遇研修モデルプログラム（国土交通省）

基本的な考え方

- ・旅客施設の規模等も考慮し、必要に応じて利用者の休憩の用に供するベンチ、水飲み台等の休憩設備を設けること。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
(1)休憩設備	●休憩設備を1以上設けること。ただし、利用者の円滑な移動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。 ⇒★図13-1	・ベンチ等を設ける場合は、利用者の円滑な通行を妨げないようにする。また、視覚障害者等の通行の支障とならないような措置を講ずる。 ・車椅子使用者が休憩等のできる空間を確保する。
(2)案内表示	●休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をすること。 ⇒★図13-1	

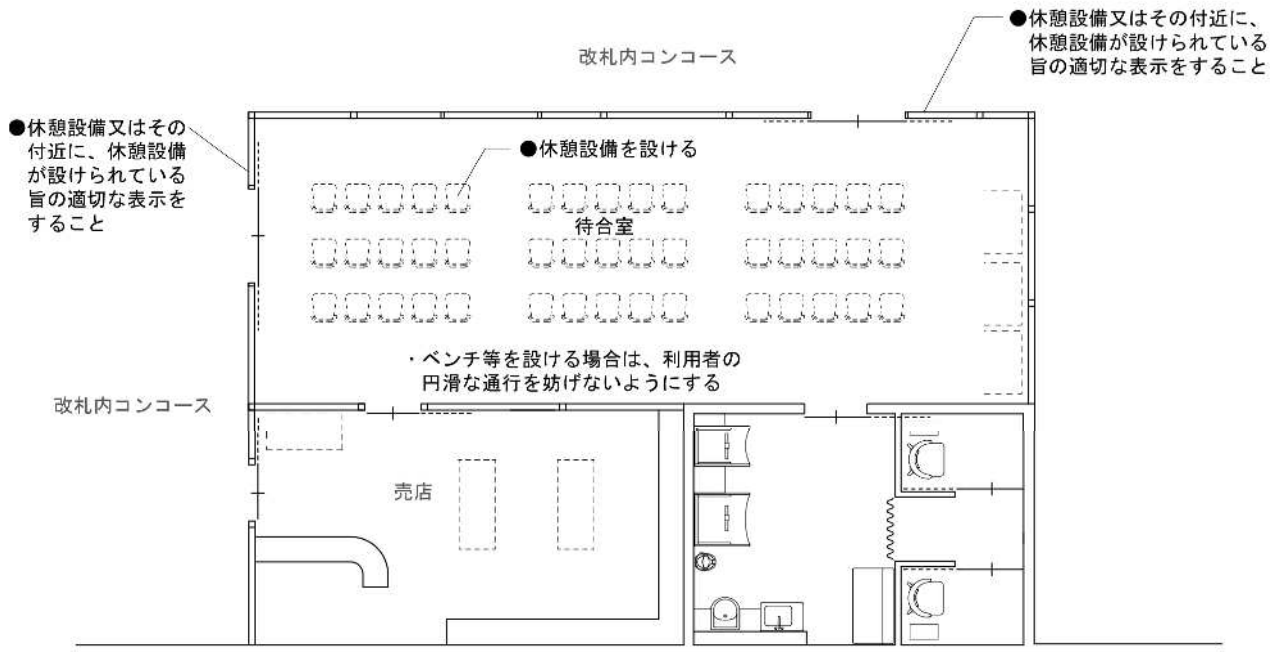


図13-1 休憩設備の例

基本的な考え方

- ・子育てしやすい環境づくりを進める。
- ・乳幼児を連れた利用者が、気軽に外出し、社会参加できるよう、授乳場所やおむつ替えのできる場所を1以上設ける。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
(1)育児用施設	●育児用施設を設けるよう努めること。 ⇒★図 14-1 ○洗面器を1以上設ける。 ⇒★図 14-1	・授乳室及びおむつ替えの場所としては独立した部屋を設けることが望ましいが、スペース的に困難な場合には、待合室等の一部を利用し、これらの場所を設ける。
(2)案内表示	●育児用施設の出入口又はその付近に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をするよう努めること。 ⇒★図 14-1	

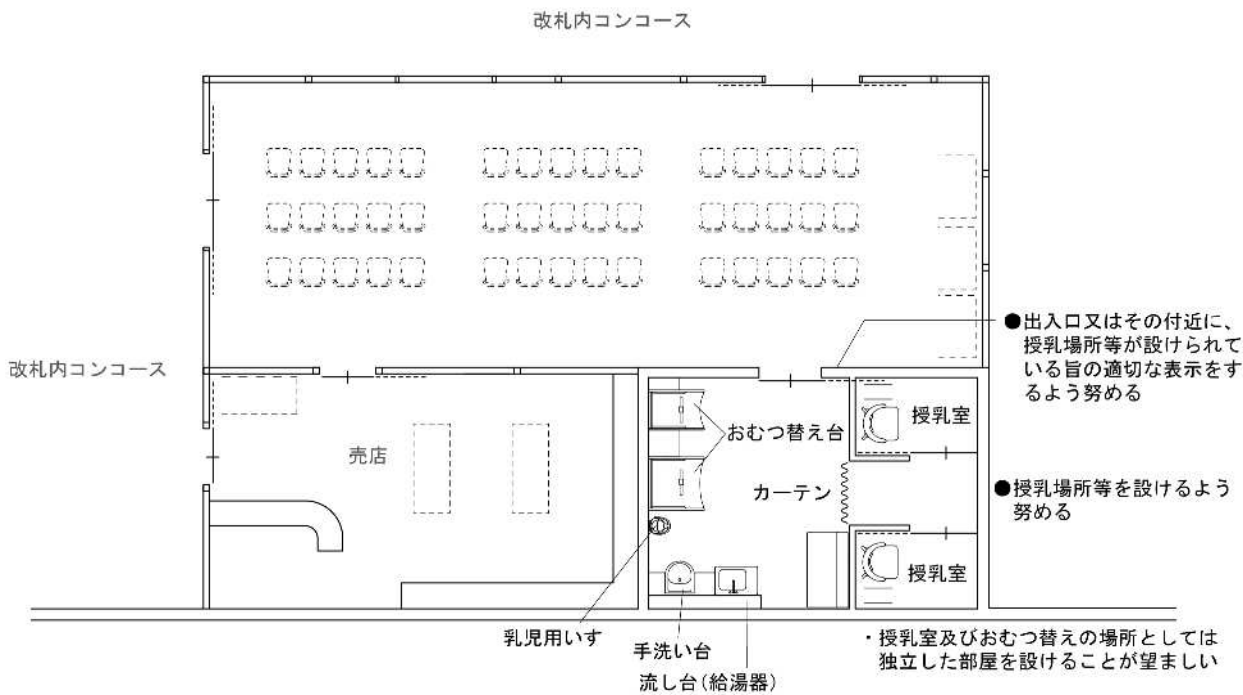


図 14-1 育児用施設の例



図 14-2 授乳場所のサインの例 (JIS Z 8210)

基本的な考え方

- ・案内板及び案内表示等を設ける場合は、高齢者、障害者、外国人等が認識しやすいように設置場所、高さ、文字の大きさ、形状、分かりやすさなど十分に配慮する。
- ・車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者等に緊急通報及び避難情報が円滑に伝達される音声及び文字表示等を適切に設ける。

	●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)	解説
(1)(2)標識	<ul style="list-style-type: none"> ●(1) エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備(以下「移動等円滑化のための主要な設備」という。)又は(3)に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。 ⇒★図 15-1 ●(2) (1)の標識は、JIS Z8210 に適合するものとし、かつ、次に掲げる基準に適合するよう設けること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 イ 当該標識に表示すべき内容を高齢者、障害者等が容易に識別できるものとする。 ○標識には、必要に応じて音声誘導装置を設ける。 ○地域ごとの来訪者事情により、日本語、英語以外の言語を併設することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口名、改札口名、行き先、旅客施設名など主要な用語は、英語を併記する。 ・突出型の室名札を設ける場合は、下端2m以上を標準とする。 ・標識の表示は、大きめの文字や図記号を用いるなど、分かりやすいものとし、明度差に配慮する。 ・関連する日本産業規格：JIS S 0031 (色光の年代別輝度コントラストの求め方)、JIS S 0032 (日本語文字の最小可読文字のサイズ推定方法)、JIS S 0033 (年齢を考慮した基本色領域に基づく色の組合せ方法)
(3)設備配置案内	<ul style="list-style-type: none"> ●公共用通路に直接通じる出入口又は改札口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備(08-1 の項(3)(施行規則別表第 4 8 の項(3))前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、08-1 の項(3)(施行規則別表第 4 8 の項(3))前段に規定する他のエレベーターを含む。以下この号において同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 	
(4)視覚障害者対応	<ul style="list-style-type: none"> ●公共用通路に直接通じる出入口の付近その他の適切な場所に、公共交通機関の施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・点字による案内板を設ける場合は、点字面に視覚障害者が読みとり易いような角度を持たせること。 ・触知案内図により表示する場合の表示方法は JIS T0922 を参考とする。触知記号や触知文字を設ける場合は JIS S0052 を参考とする。
(5)文字情報設備	<ul style="list-style-type: none"> ●案内、呼出し等の窓口を設ける場合は、文字で情報を表示することにより聴覚障害者を案内する設備を設けるよう努めること。 	
(6)誘導灯	<ul style="list-style-type: none"> ●消防法第 17 条第 1 項の規定により設置が必要とされる誘導灯について、屋内から直接地上へ通じる出入口又は直通階段の出入口に設ける場合は、点滅機能及び音声誘導機能により避難に配慮したのものとすること。 	
(7)運行情報提供設備	<ul style="list-style-type: none"> ●車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 	

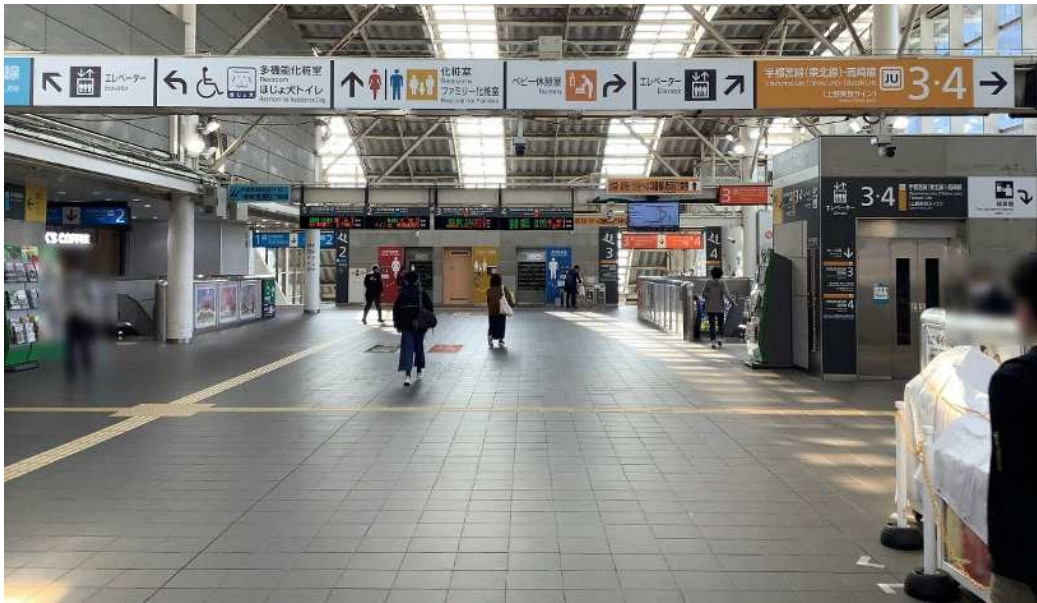


図 15-1 改札付近の出口案内等のサインの例

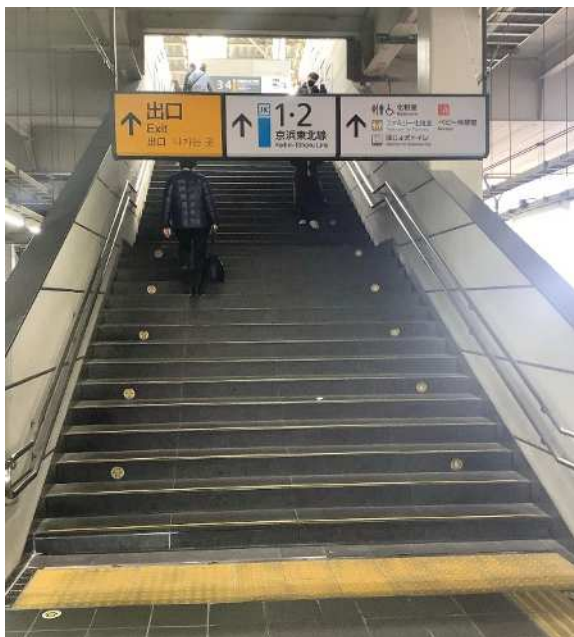


図 15-2 ホーム階段上のサインの例



図 15-3 ホーム下階段のサインの例

図 15-1~3 さいたま新都心駅構内
写真提供：JR 東日本大宮支社

ウェブサイト等による情報提供について

障害者等にとって、円滑に旅客施設を利用するためにエレベーターやトイレ等の設備の設置状況や設置位置、受けられるサービスの内容等について、ウェブサイト等により事前に情報を収集することが重要となります。

ウェブサイトについては、文字の大きさ、色使い、コントラスト等の見やすさや、画像、映像、音声情報などを活用した情報の把握のしやすさ、操作のしやすさ等に配慮するとともに、サイト全体としての使いやすさを考慮した構成を検討する必要があります。

加えて、障害者や高齢者等を含めた誰もがウェブサイト等で提供される情報や機能を支障なく利用出来るようにするため、ウェブアクセシビリティについての対応も重要です。

ウェブアクセシビリティについては、JIS X 8341-3:2016 の適合レベル「AA」に準拠することが求められます。

(参考) JIS X 8341-3:2016 では改善に関する具体的な技術手法は示されていないが、WCAG2.0※解説書では、改善の意図や技術的な手法について参照することができる。

※「WCAG2.0」は、インターネットに関する技術開発と標準化を行っている国際的団体であるW3C(World Wide Web Consortium)が、ウェブアクセシビリティを確保することを目的として策定したガイドラインである。なお、WCAG2.0 発行後、WCAG2.1 及びWCAG2.2 が発行されているが、WCAG2.1 以降に新たに追加された内容はJIS X 8341-3:2016 には含まれていない。

ウェブアクセシビリティとは

ウェブアクセシビリティは、利用者の障害の有無やその程度、年齢や利用環境にかかわらず、ウェブで提供されている情報やサービスを利用できること、またはその到達度を意味しています。

ウェブサイトがウェブアクセシビリティに配慮して作られていないと、利用者の症状や状況によっては、ウェブサイトを紹介して情報を入手できなかったり、ウェブ上で行う申込や手続などのサービスが利用できなくなったりするなど、社会生活で大きな不利益が生じます。

こうした理由から、ウェブサイトで提供している情報やサービスを常に誰もが安心して利用できるように、ウェブアクセシビリティを確保する必要があります。

一般的に「ウェブアクセシビリティが確保できている」状態とは、具体的に次のような状態になることが望まれます。

- 目が見えなくても情報が伝わる・操作できること
- キーボードだけで操作できること
- 一部の色が区別できなくても情報が欠けないこと
- 音声コンテンツや動画コンテンツでは、音声が聞こえなくても何を話しているかわかること



資料：ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック 令和6年3月 デジタル庁
ウェブアクセシビリティとは？ 令和6年4月 政府広報オンライン